

流域治水対策等の主な支援事業について

東北地方整備局 建政部からの情報提供

「流域治水プロジェクト」について

○令和3年3月30日に、東北地整管内全ての一級水系(12水系)、二級水系のうち小本川(岩手県)において、「流域治水プロジェクト」を公表。引き続き、他の二級水系においても策定・公表を進めていく予定。

○今後、各種対策を具体化していくことが必要であり、河川のみならず、下水道、都市(公園を含む)、住宅、道路、海岸保全施設(港湾を含む)等と連携し、取り組んでいくことが必要。



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

流域のあらゆる関係者が協働して行う対策

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・河川堤防や遊水地等の整備
- ・治水ダムの建設・再生
- ・雨水貯留浸透・排水施設の整備
- ・砂防関係施設の整備
- ・海岸保全施設の整備
- ・治水ダム等の事前放流
- ・治水ダムの事前放流等の判断に資する雨量予測の高度化
- ・水田の貯留機能の向上
- ・森林整備、治山対策
- ・民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備
- ・未活用の国有地を活用した遊水地・雨水貯留浸透施設等の整備など

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・高台まちづくりの推進(線的・面的につながった高台・建物群の創出)
- ・リスクが高い区域における立地抑制・移転誘導 など

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ハザードマップやマイタイムライン等の策定
- ・要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策
- ・渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策
- ・地下駅等の浸水対策、鉄道橋梁の流出等防止対策
- ・学校及びスポーツ施設の浸水対策による避難所機能の維持 など

あらゆる関係者が協働して、「流域治水プロジェクト」を策定し、実行

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

＜予算関連法律＞

【公布:R3.5.10 / 施行:公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

— 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

— 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
— 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

— 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)

— 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
— 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

— 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
— 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
— 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

— 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
— 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
— 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

— 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消

— 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
— 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加



流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し**
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
 - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表**
 - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設**
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援）支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
 - <災害レッドゾーン>
 - ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - <災害イエローゾーン>
 - 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進 *都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
〔（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減〕

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
- *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
〔（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

- 日常生活の利便性向上**
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策**
 - 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
 - ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

(住宅等の開発に対する勧告・公表)

- 災害レッドゾーン内での住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できることとする

※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による防災移転支援計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

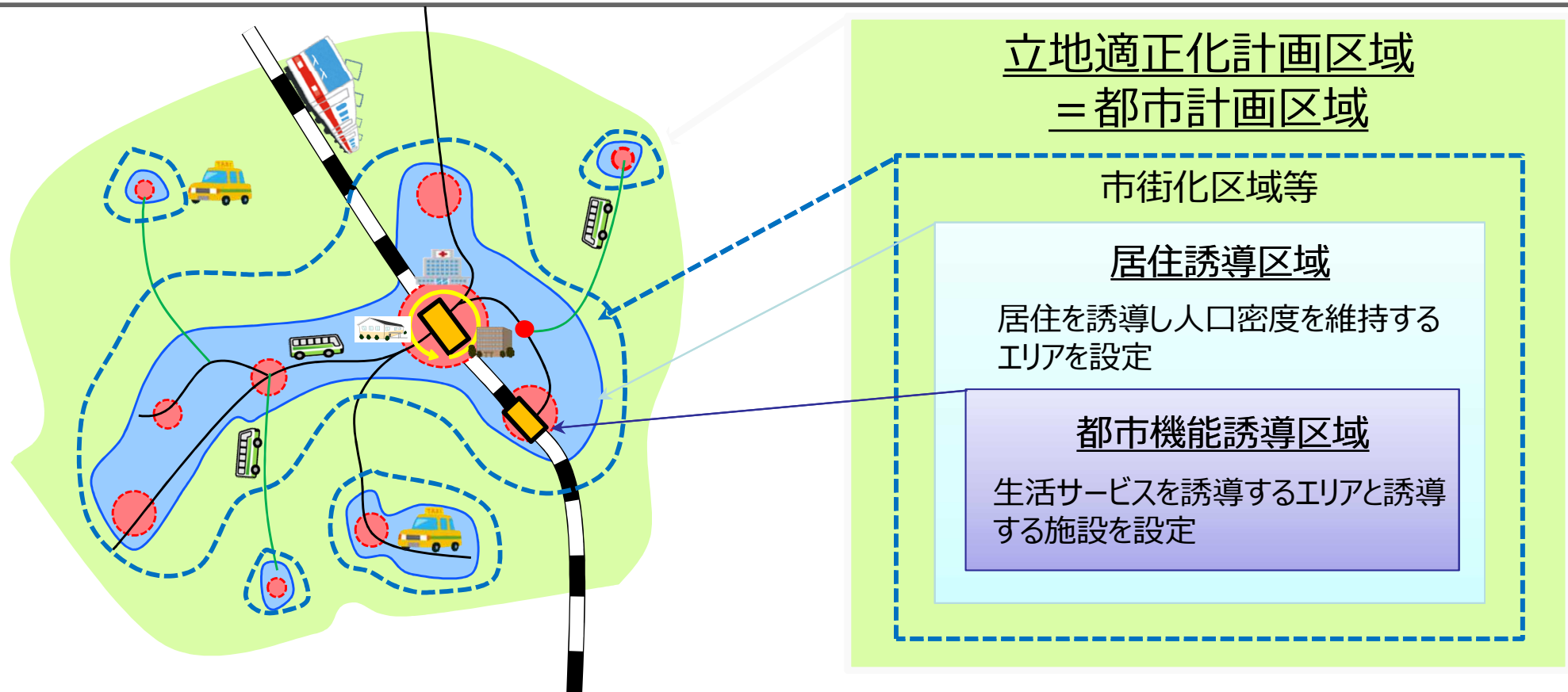
- ※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

立地適正化計画について

- 人口減少下においても、医療、福祉、商業等の必要な生活サービスが確保され、住民が安心して暮らせる都市をつくるための包括的なマスタープランであり、
- まちなかや公共交通の沿線に都市機能や居住を誘導し、ネットワークでつなぐ、コンパクトシティを実現するためのツールとなるものです。



- 都市のコンパクト化を進め、一定の人口密度を確保することによって、
 - ・ 生活サービス施設の立地と経営を支え、市民の生活利便性の維持・向上が期待されます。
 - ・ まちなかの土地利用が増進し、地価が維持され固定資産税収の確保が期待されます。
 - ・ 公共施設やインフラの維持・管理業務やゴミ収集等の行政サービスが効率化されることが期待されます。

立地適正化計画の作成状況 [東北地方整備局]

○60都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和3年4月1日時点)

○このうち、32都市が令和3年4月1日までに計画を作成・公表済。

- ・令和3年4月1日までに作成・公表済の都市 [:32都市]
- ・現在計画作成中の都市(作成意向も含む) [: 28都市]

公表済

作成中

◎ 集約都市形成支援事業活用自治体(活用済含む)

★ 集約都市形成支援事業活用予定自治体(R4以降)

青森県	公表日	改定日	防災補針
◎ 青森市	H30.3.30		
◎ 弘前市	H29.3.31		
◎ 八戸市	H29.3.31		
◎ 黒石市	H31.3.31		
◎ 五所川原市	H31.3.29		
◎ 十和田市	H30.3.30		
三沢市			
◎ むつ市	H29.2.20		
つがる市			
平川市			
平内町			
今別町			
蓬田村			
外ヶ浜町			
鱒ヶ沢町			
深浦町			
西目屋村			
藤崎町			
大鰐町			
◎ 田舎館村	R4年度内		
板柳町			
鶴田町			
中泊町			
◎ 野辺地町	R4年度内		
◎ 七戸町	R3.4.1		○
六戸町			
横浜町			
東北町			
六ヶ所村			
★ おいらせ町	R5年度内		
大間町			
東通村			
風間浦村			
佐井村			
三戸町			
◎ 五戸町	R4年度内		
田子町			
南部町			
◎ 階上町	R3年度内		
新郷村			
40 自治体			

岩手県	公表日	改定日	防災補針
◎ 盛岡市	R2.3.31		
宮古市			
◎ 大船渡市	未定(作成中)		
◎ 花巻市	H28.6.1	R2.8.25	
◎ 北上市	H30.3.30		
久慈市			
遠野市			
一関市			
陸前高田市			
釜石市			
◎ 二戸市	R3.3.31		○
八幡平市	未定(作成中)		
奥州市			
滝沢市			
◎ 磐石町	R3年度内		
葛巻町			
岩手町			
紫波町			
矢巾町			
西和賀町			
金ヶ崎町			
平泉町			
住田町			
大槌町			
◎ 山田町			
岩泉町			
田野畑村			
普及村			
軽米町			
野田村	未定(作成中)		
九戸村			
洋野町			
★ 一戸町			
33 自治体			

宮城県	公表日	改定日	防災補針
◎ 仙台市	R5年度内		
★ 石巻市	R5年度内		
塩竈市			
★ 気仙沼市			
白石市			
久慈市			
名取市			
角田市			
多賀城市			
岩沼市			
◎ 登米市	R3年度内		
栗原市	R3年度内		
東松島市			
◎ 大崎市	既発表(H29.3.1)現在調査中(H31.3.29)		
蔵王町			
七ヶ宿町			
大河原町			
村田町			
◎ 柴田町	R3年度内		
川崎町			
丸森町			
亶理町			
山元町			
松島町			
七ヶ浜町			
利府町			
大和町			
大郷町			
富谷市			
大衡村			
色麻町			
加美町			
涌谷町			
美里町			
女川町			
南三陸町			
35 自治体			

秋田県	公表日	改定日	防災補針
◎ 秋田市	H30.3.30		
◎ 能代市	R3年度内		
◎ 横手市	H31.3.29		
◎ 大館市	H31.3.29		
男鹿市			
◎ 湯沢市	H30.3.30		
鹿角市			
◎ 由利本荘市			
湯上市			
◎ 大仙市	H30.3.26		
北秋田市			
にかほ市			
仙北市			
◎ 小坂町	R3年度内		
上小阿仁村			
藤里町			
三種町			
八峰町			
五城目町			
川崎町			
井川町			
大湯村			
美郷町			
羽後町			
東成瀬村			
25 自治体			

山形県	公表日	改定日	防災補針
◎ 山形市	R3年度内		
◎ 米沢市	R2年度内		
鶴岡市	H29.4.1		
◎ 酒田市	R1.7.1		
新庄市			
寒河江市			
◎ 上山市	R3年度内		
◎ 村山市	R2.3.26		
◎ 長井市	H31.3.29		
◎ 天童市	R3年度内		
東根市			
◎ 尾花沢市	R3年度以降		
◎ 南陽市	R3年度内		
山辺町			
◎ 中山町	H30.10.22		
河北町			
西川町			
朝日町			
◎ 大江町	R4年度内		
◎ 大石田町	R4年度内		
金山町			
最上町			
舟形町			
真室川町			
大蔵村			
鮭川村			
戸沢村			
高畠町			
川西町			
小国町			
◎ 白鷹町	R3年度内		
飯豊町			
三川町			
庄内町			
遊佐町			
35 自治体			

福島県	公表日	改定日	防災補針	福島県	公表日	改定日	防災補針
◎ 福島市	既発表(H29.3.25)			柳津町			
◎ 会津若松市	R4年度内			三島町			
◎ 郡山市		R3.3.31	○	金山町			
◎ いわき市	R1.10.8			昭和村			
◎ 白河市	R2年度内			会津美里町			
◎ 須賀川市	R1.6.30			西郷村			
◎ 喜多方市	H31.4.1			泉崎村			
相馬市				中島村			
◎ 二本松市	H31.3.31			◎ 矢吹町	H30.3.30		
◎ 田村市	未定			棚倉町			
南相馬市				矢祭町			
伊達市				塙町			
本宮市				鮫川村			
桑折町				石川町			
国見町	R4年度内			玉川村			
川俣町				平田村			
大玉村				浅川町			
◎ 大石田町	R4年度内			古殿町			
金山町				三春町			
最上町				小野町			
下郷町				天栄村			
檜枝岐村				広野町			
只見町				下郷町			
南会津町				富岡町			
北塩原村				川内村			
磐会津町				浪江町			
磐梯町				大熊町			
◎ 猪苗代町	R2.6.1			◎ 新地町			
会津坂下町				飯館村			
湯川村							
59 自治体							

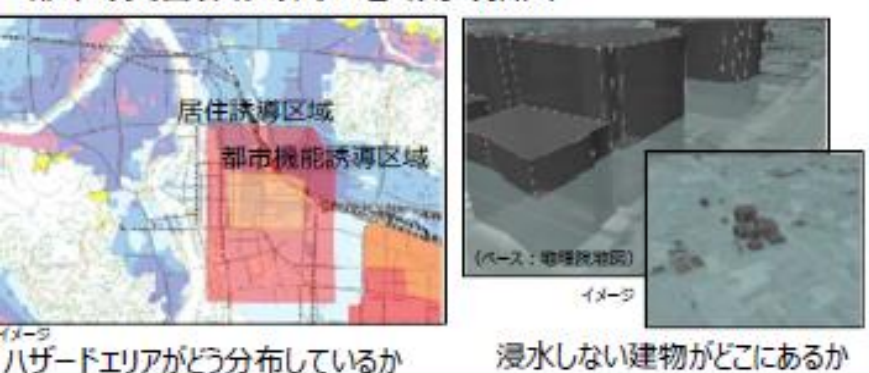
- 居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に「防災指針」を記載することを位置づけ、令和2年9月7日より施行。
- 立地適正化計画においては災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることが必要。

○防災指針の概要

■災害リスク分析と都市計画情報の重ね合わせ

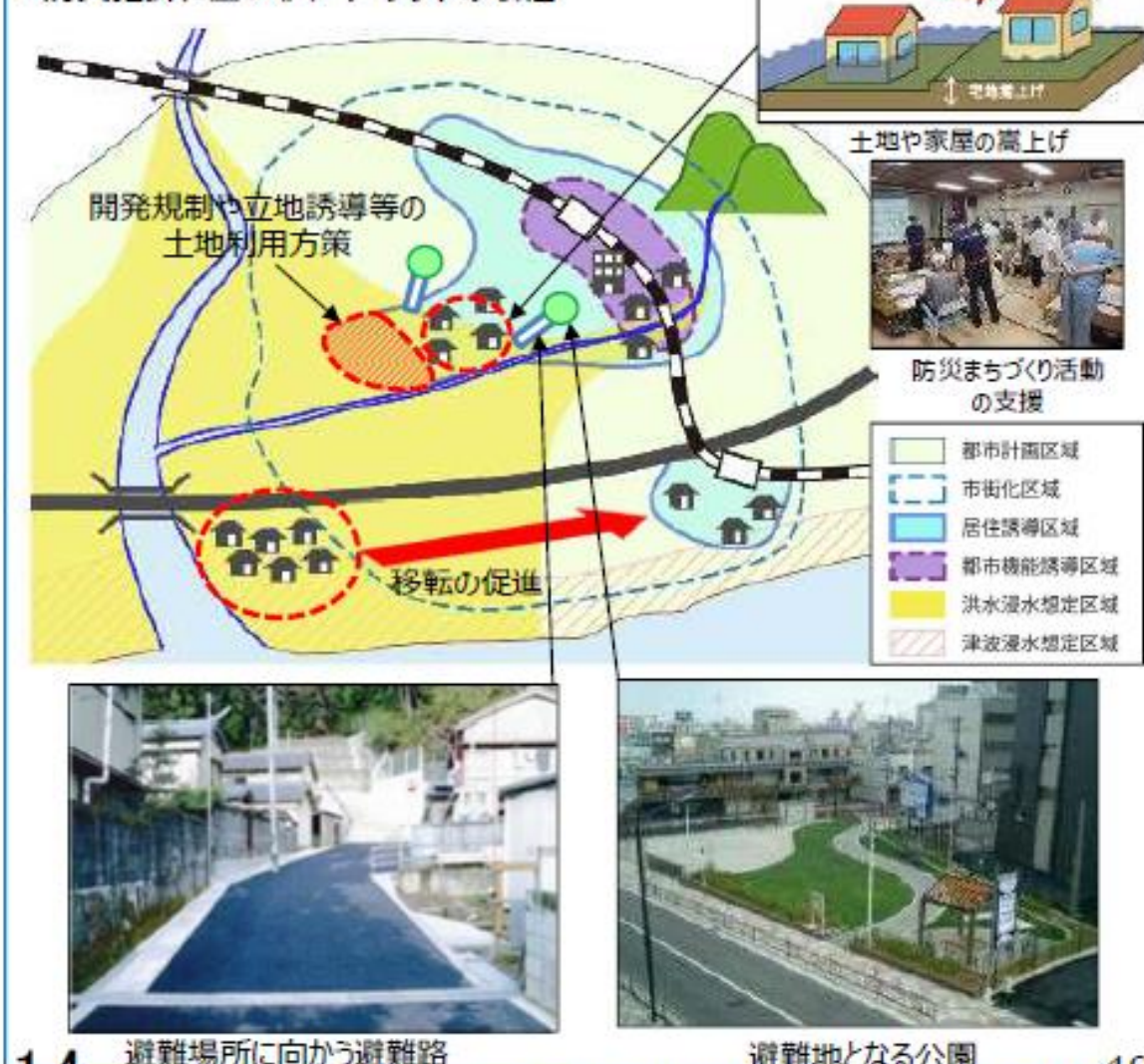


■都市の災害リスクの高い地域等の抽出



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

■防災指針に基づくハード・ソフトの取組



流域治水対策等の主な支援事業 1 / 4

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年7月1日時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	支援先	詳細(HP)	問合せ先
流出抑制対策等	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	地方公共団体 (都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P370参照	河川部地域河川課
	雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの)	税制特例	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置(固定資産税)	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減		https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf	河川部地域河川課
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	建設部都市・住宅整備課 下水道係
	雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照	建設部都市・住宅整備課 下水道係
	雨水貯留浸透施設	補助金	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援	地方公共団体、 民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf	建設部都市・住宅整備課 市街地係
	雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進	交付金	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を促進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援	地方公共団体、 民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001397159.pdf	建設部都市・住宅整備課 公園係
土地利用・住まい方の工夫(1/3)	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P413参照	河川部地域河川課
	家屋移転	交付金					
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm	建設部都市・住宅整備課 市街地事業係
		交付金	宅地嵩上げ安全確保事業	大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援	地方公共団体		建設部都市・住宅整備課 街路係
		交付金	災害危険区域内建築物防災改修等事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域に存する既存不適格構造物について、建築制限に適合させる改修費等の一部を補助する地方公共団体に支援を行う。	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P358 (※最新版はHPにリンクなし)	建設部都市・住宅整備課 住宅調整係

流域治水対策等の主な支援事業 2 / 4

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年7月1日時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	支援先	詳細(HP)	問合せ先	
土地利用・住まい方の工夫 (2/3)	二線堤、浸水防止施設等	交付金	総合治水対策特定河川事業 (都市水防災対策事業)	人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P48参照	河川部地域河川課	
	二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照	河川部地域河川課	
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	地方公共団体(市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf	建政部都市・住宅整備課 企画調査係
		補助金	補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf	建政部都市・住宅整備課 街路係
		補助金	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	建政部都市・住宅整備課 企画調査係
		交付金	交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格建築物等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に支援を行う。	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P358 (※最新版はHPにリンクなし)	建政部都市・住宅整備課 住宅調整係
		交付金	交付金	小規模住宅地区改良事業	不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅(小規模改良住宅)の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業等に対し支援を行う。 ※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当	地方公共団体	小規模住宅地区等改良事業制度要綱 (※最新版はHPにリンクなし)	建政部都市・住宅整備課 住宅ストック活用係
	立地適正化計画の作成	補助金	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業(再掲)	都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	建政部都市・住宅整備課 企画調査係

流域治水対策等の主な支援事業 3 / 4

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年7月1日時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	支援先	詳細 (HP)	問合せ先	
土地利用・住まい方の工夫 (3/3)	避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備 避難路の整備	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf	建政部都市・住宅整備課 市街地係	
	緊急避難場所・避難路等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難地・避難路等の公共施設整備や住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取り組みを支援	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	建政部都市・住宅整備課 街路係	
内水対策	下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照	建政部都市・住宅整備課 下水道係	
		交付金	下水道浸水被害軽減総合事業 (再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照	建政部都市・住宅整備課 下水道係	
		交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照	建政部都市・住宅整備課 下水道係	
		交付金	新世代下水道支援事業 (再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	建政部都市・住宅整備課 下水道係	
		補助金	特定地域都市浸水被害対策事業(下水道防災事業費補助)	「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。	地方公共団体(都道府県、市町村等)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_iirei/usui/usui_h27-1.pdf	建政部都市・住宅整備課 下水道係	
		補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)			
		補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)			
		補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	地方公共団体(都道府県、市町村等)			
	避難路の確保・アンダーパス等避難路浸水対策	交付金	都市防災総合推進事業(再掲)	指定避難路の整備、嵩上げ、ポンプ設置等による排水対策(避難路確保)について支援可能	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	建政部都市・住宅整備課 街路係	

流域治水対策等の主な支援事業 4 / 4

流域治水対策等の主な支援事業

令和3年7月1日時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	支援先	詳細(HP)	問合せ先
その他	ハザードマップ作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P462参照	河川部地域河川課
		交付金	都市防災総合推進事業(再掲)	住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における「地区レベル」の防災性の向上を図る取り組みを支援	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou tk_000008.html	建政部都市・住宅整備課 街路係
	100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/	河川部地域河川課 建政部都市・住宅整備課 下水道係
	水害時の避難者への対応 (地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等)	補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 ・一時避難場所整備緊急促進事業	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援	地方公共団体 民間事業者	制度要綱 https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/content/001402797.pdf 交付要綱 https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/content/001402798.pdf	建政部都市・住宅整備課 市街地係
	土砂災害関係	交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係)	土砂災害特別警戒区域内の既存構造物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援。	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P350 (※最新版はHPIにリンクなし)	建政部都市・住宅整備課 住宅調整係

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。(計画変更や防災指針作成にも支援できる)

計画を作りたい

■ 計画策定の支援

1【計画策定の支援】

- ①立地適正化計画*
- ②PRE活用計画
- ③広域的な立地適正化の方針
- ④低炭素まちづくり計画

補助対象者	
地方公共団体	市町村都市再生協議会
	PRE活用協議会
	鉄道沿線まちづくり協議会

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、550万円まで全額補助

2【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

移転を促進したい

■ 誘導施設等への支援

3【誘導施設等の移転促進支援】

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等(延床面積1,000㎡[※])
 - 商業施設(上記と一体的に立地するもの)

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延床面積500㎡以上へ緩和

4【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

■ 居住機能への支援

5【居住機能の移転促進に向けた調査支援】

※上限500万円/年
防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



■ 補助率

【1について】

補助対象者：地方公共団体等
補助率：1/2

ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助

【2～4について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2

ただし、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内かつ事業費の1/3以内

【5について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等
補助率：1/2 かつ

1 地方公共団体につき年間500万円

○都市構造再編集中支援事業の概要

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画(都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)*、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設*の整備

一ただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



*誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

一ただし、次の市町村を除く^{※1}。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

^{※1} 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

一なお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域^{※2}

^{※2} 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域^{※3}

^{※3} 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要 ※赤字下線部はR3拡充事項

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 <u>感染症対策</u> 等））	用地：1 / 3 工事：1 / 2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1 / 3 工事 1 / 2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1 / 2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率 2 / 3

○ 地区要件

施行地区	要件
＜事業メニュー①～③＞	災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	＜事業メニュー④＞ 大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
＜事業メニュー⑤＞	重点密集市街地
＜事業メニュー⑥＞	激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

都市防災総合推進事業の拡充《令和3年度予算案》

背景・目的

- 令和元年度東日本台風や令和2年度7月豪雨等の被災地域において、避難場所の不足により各避難場所に避難者が集中しており、被災時の避難場所等において、新型コロナウイルス等の感染症が蔓延する可能性が増加する、一方、既存の施設や設備による3密対策だけでは、量的にも施策的にも不十分な場合も。
- そこで、安全・安心な避難に必要な避難場所の整備を推進するため、避難場所に必要な最低限の機能だけではなく、感染症対策に資する整備も支援対象とする。

拡充内容

現行	拡充案
地区緊急避難施設の機能強化の対象拡大	
地区避難施設整備	<p style="color: red; text-align: center;">避難場所に対する感染症対策に資する機能強化等を支援対象化</p> <p>仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化を支援 ※扇風機や持ち運び可能な間仕切り等の備品の購入は対象外</p>
<p>○・避難場所として活用が求められる各種施設を積極的に活用【避難場所として必要な機能の整備】</p>	

◇事業主体 地方公共団体

◇国費率

◇事業メニュー

: 1/2、1/3等

- ①災害危険度判定調査
- ②住民等のまちづくり活動支援
- ③地区公共施設等整備
 - ・地区公共施設（避難路、避難地等）
 - ・地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー等）
- ④都市防災不燃化促進
- ⑤木造老朽建築物除却事業
- ⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業

◇施行地区要件

<事業メニュー①～④>

- ・災害の危険性が高い区域を含む市街地（①～③）
- ・大規模地震発生の可能性の高い地域
- ・重点密集市街地を含む市（②～④）
- ・DID地区
- ・三大都市圏の既成市街地（④のみ）
- ・指定市（④のみ）
- ・道府県庁所在の市（④のみ）

<事業メニュー⑤>

- ・重点密集市街地

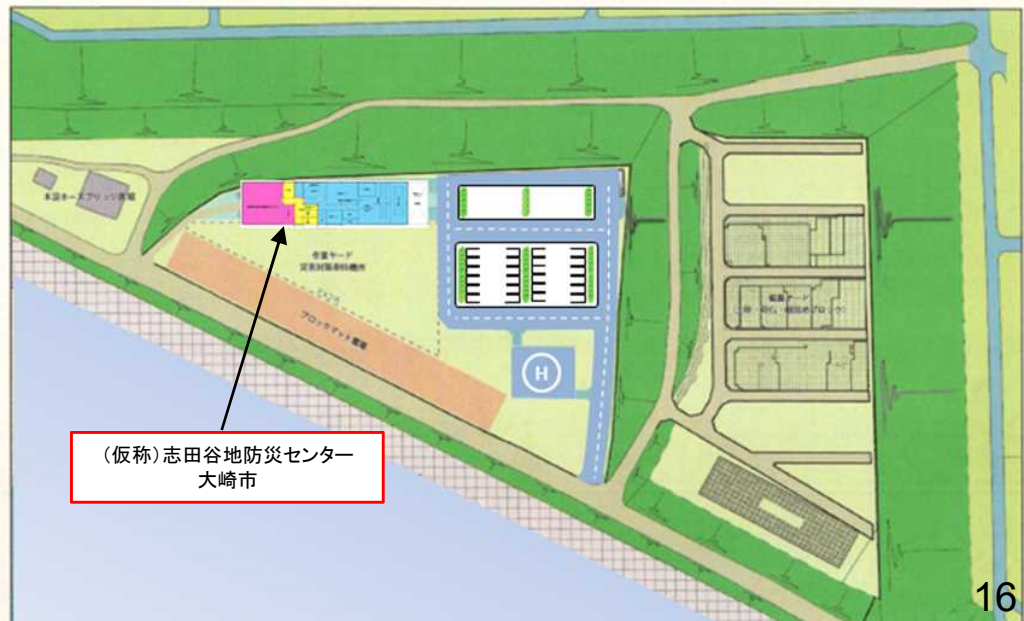
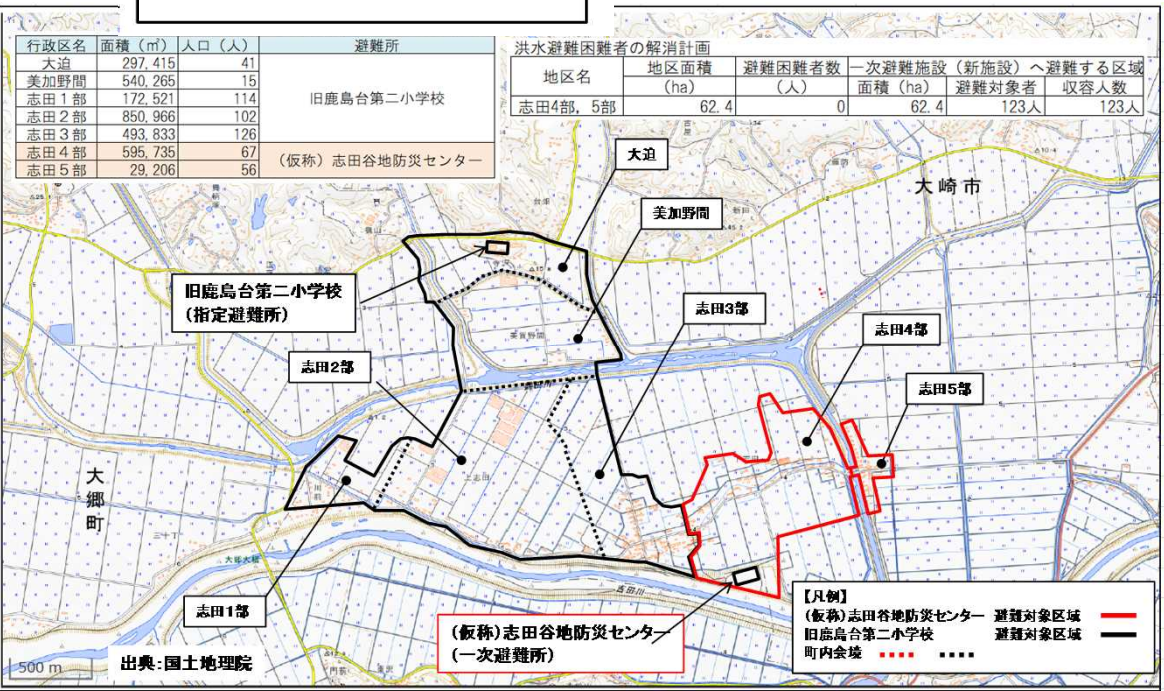
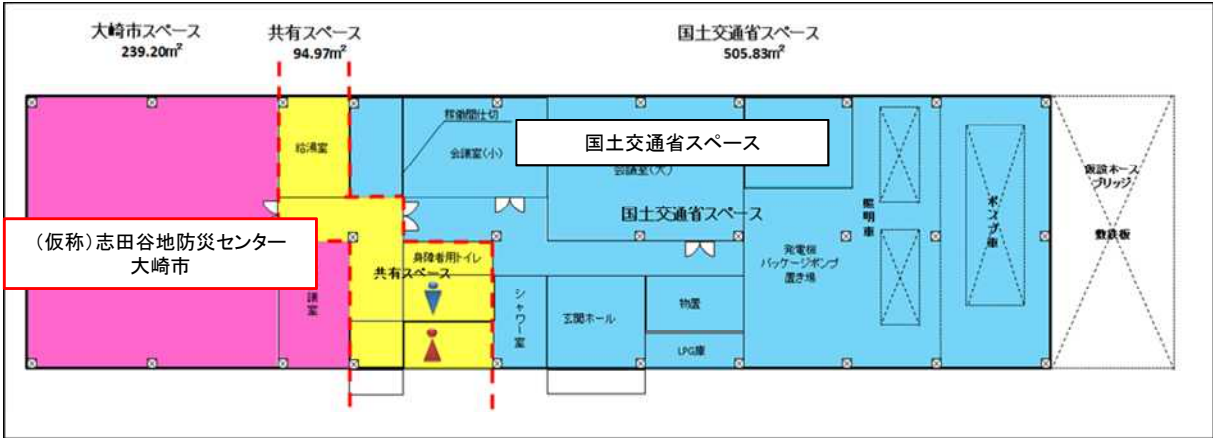
<事業メニュー⑥>

- ・激甚災害による被災地



(仮称)志田谷地防災センター(宮城県大崎市)

- 大崎市では、国土交通省が整備する防災拠点に地域の一時避難所（(仮称)志田谷地防災センター）を併設。
- 令和3年度より都市防災総合推進事業を活用し整備する（令和5年度完了見込み）。



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

○水防拠点の拡張・増設(防災拠点の整備)(都市防災総合推進事業の活用事例)

- 防災対応の拠点となる町役場が浸水し災害対策本部の機能が低下。
- 防災拠点施設及び福祉避難所整備により、災害時における防災体制の構築及び避難体制の確保が図られる。

位置図



事業概要



舟形町福祉避難所整備



福祉避難所イメージ図

舟形町防災拠点施設整備



防災拠点施設イメージ図



介護老人保健施設 舟形徳洲苑 浸水状況(平成30年8月6日)

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

都市防災総合推進事業は、以下の内容について支援可能です。

【ソフト対策】

○ 災害危険性の把握、ハザードマップなど

【災害危険度判定調査、住民等のまちづくり活動支援（1 / 3 補助）】

- ・中小河川や内水氾濫等の浸水シミュレーション、浸水想定を作成
- ・地域のハザードマップの作成、地区防災計画の作成
- ・事前復興シミュレーションや住民ワークショップの開催、事前復興計画の作成
- ・指定緊急避難場所や避難経路（民間施設含む）の災害安全性の調査

例：津波の耐浪性診断、崖崩れ・土石流に対する構造安全調査（耐震診断は不可）、避難路沿いの崖等の安全調査など（工事を行う場合は、地区公共施設等整備の設計費として対応することも可（1 / 2 補助））



住民組織による防災マップの作成



まち歩きによる避難や危険箇所の啓発活動



防災ワークショップの開催

【ハード対策】

○ 地域の避難性や防災性向上のための避難路・避難地・空地の整備・改良

【地区公共施設整備（工事1 / 2、用地1 / 3補助）】

・避難路、避難地の整備

・避難路の安全性確保のための対策

例：アンダーパス等における排水ポンプ、排水路、避難路沿いの崖やブロック塀の崩落防止対策、火災により避難路の通行に支障が及ぼすおそれのある箇所における自主防災組織が活用する消火施設など

・避難地、防災公園の防災対策

例：マンホールトイレ、非常用照明設備、飲料水確保のための耐震性貯水槽、浸水対策（排水路、ポンプ、地盤嵩上げ等）など

※耐震性貯水槽については、消防署や消防団が利用する消火目的の場合は支援対象外だが、災害時に避難者の飲用水・生活用水の確保のための施設は支援対象。

・災害危険性の高い場所におけるバッファゾーン（防災空地）の確保

例：密集市街地や文化財周辺における火除け地の整備、土砂災害の危険性の高い箇所における防



避難地



マンホールトイレ



かまどベンチ



避難路整備(道路の拡幅)

○ 地域の指定緊急避難場所の整備・機能向上

【地区緊急避難施設（工事1／2、用地1／3補助）】

- ・津波や洪水避難タワー、専ら避難のために必要な建物整備（指定緊急避難場所として指定することが必要。民間施設も可）

- ・既存の指定緊急避難場所（民間施設含む）の機能強化

例：避難環境維持のための施設整備（非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等）、建物や周辺敷地の浸水・土砂対策（津波や土砂に対する構造改修、防水板・壁の設置、周辺の崖対策、避難場所の高床化等）、避難性向上のための施設改修（外付け階段や屋上への手すりの設置、自動解錠装置の設置等）、感染症対策に資する機能（仕切り壁、大規模換気設備等）など

※備蓄倉庫については、消防署や消防団の消防器具を保管する場合は支援対象外だが、自主防災組織等の住民団体が災害時に使用する消防・防災資機材を保管する場合は支援対象。

※設備については、原則、非常用電源が設置されている等の非常時でも使用できる環境であること。

※感染症対策について、扇風機や持ち運び可能な間仕切り等の備品の購入は対象外。



津波避難タワーの整備



避難センターの整備



避難場所の機能追加
(備蓄倉庫等)



既存施設(市営住宅)への
避難階段設置

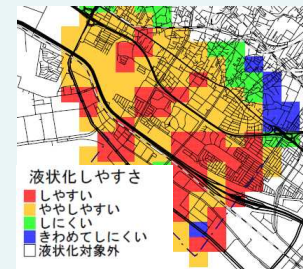
宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査や宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査や応急対策工事に要する費用の一部を補助。

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等
交付率 1/3、1/2 (2022年度まで)
交付対象 ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の応急対策工事



液状化しやすさマップ(千葉県)



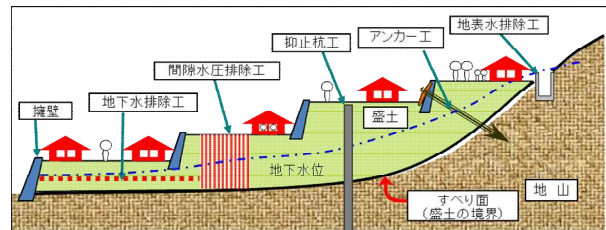
擁壁の危険度調査



擁壁の防災対策

○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等により大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

- 事業要件**
- ① 宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
 - ② 下記のいずれかに該当すること
 - ・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上
 - ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
 - ・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上(震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件)
 - ③ 滑動崩落により、道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等
交付率 1/4、1/3、1/2(熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)
交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

○ 宅地液状化防止事業

宅地と公共施設の一体的な液状化防止対策を行う事業に要する費用の一部を補助。



道路と宅地との一体的な液状化対策を行う工法のイメージ(地下水水位低下工法)

- 事業要件**
- ① 当該宅地の液状化により、公共施設(道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。)に被害が発生するおそれのあるもの
 - ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
 - ③ 宅地液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
 - ④ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

- 事業主体** 地方公共団体
交付率 1/4、1/2(熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)
交付対象 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 及び 宅地液状化防止事業 共通

上記の現行要件に加え、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で、以下①～③いずれかに該当するものについて地方公共団体が事業主体のものは交付率1/2

- ① 立地適正化計画において宅地の防災対策が定められる場合 ② 滑動崩落により人家10戸(避難路を有する場合は5戸)以上へ流出する場合 ③ 震度5弱相当で滑動崩落する場合

宅地耐震化推進事業(宅地嵩上げ安全確保事業)

大規模な土砂災害による被災地において復興事業と連携して地域の安全性を確保するために、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行う事業。

○ 事業主体：地方公共団体

○ 交付対象

宅地嵩上げ安全確保工事に必要な地盤等調査及び設計費

○ 国 費 率：1 / 2

、工事費（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）

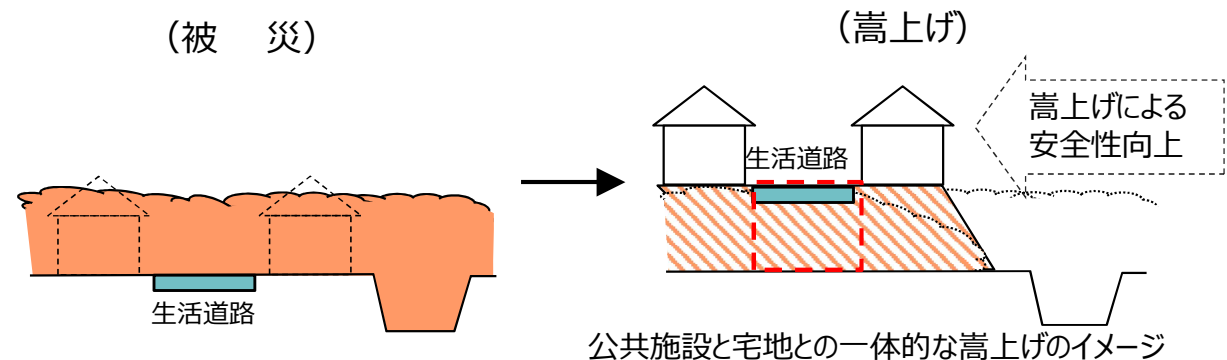
要 件

- 一. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で土砂災害により宅地が被災し土砂が堆積した地区
- 二. 地方公共団体が作成する当該激甚災害からの復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められた地区
- 三. 前号の地区の区域内において一体的な嵩上げを行う家屋が5戸以上であるもの
- 四. 堆積した土砂を活用して宅地の嵩上げを行うもの
- 五. 宅地造成等規制法施行令第二章に定める宅地造成に関する工事の技術的基準に適合して行うもの

【被災状況】



【嵩上げによる地域の安全性確保】



宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策:R3年度追加)概要

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。

要件（以下のすべてを満たすこと）

〈被災地、災害リスク〉

- 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈他手法との比較〉

- 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

〈復興計画への位置付け等〉

- 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

補助対象となる主な経費（補助率1/2）

- 調査測量及び設計に要する費用
- 宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

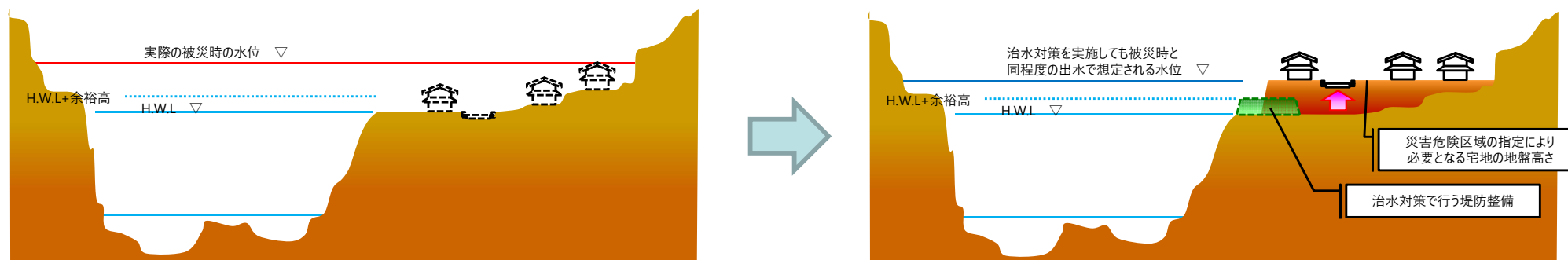
補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担



■ : 国の実質負担分
■ : 地方の実質負担分(2.5%)

地方負担分のうち元利償還の95%を交付税措置

【嵩上げによる地域の安全性確保（イメージ）】

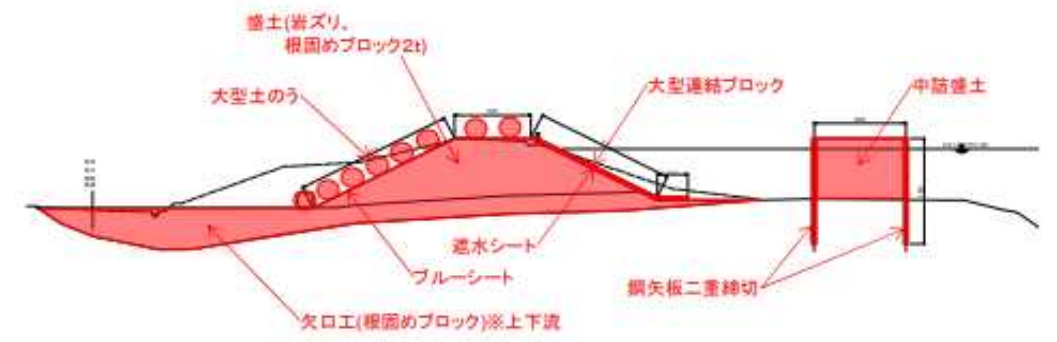


【破堤位置図】



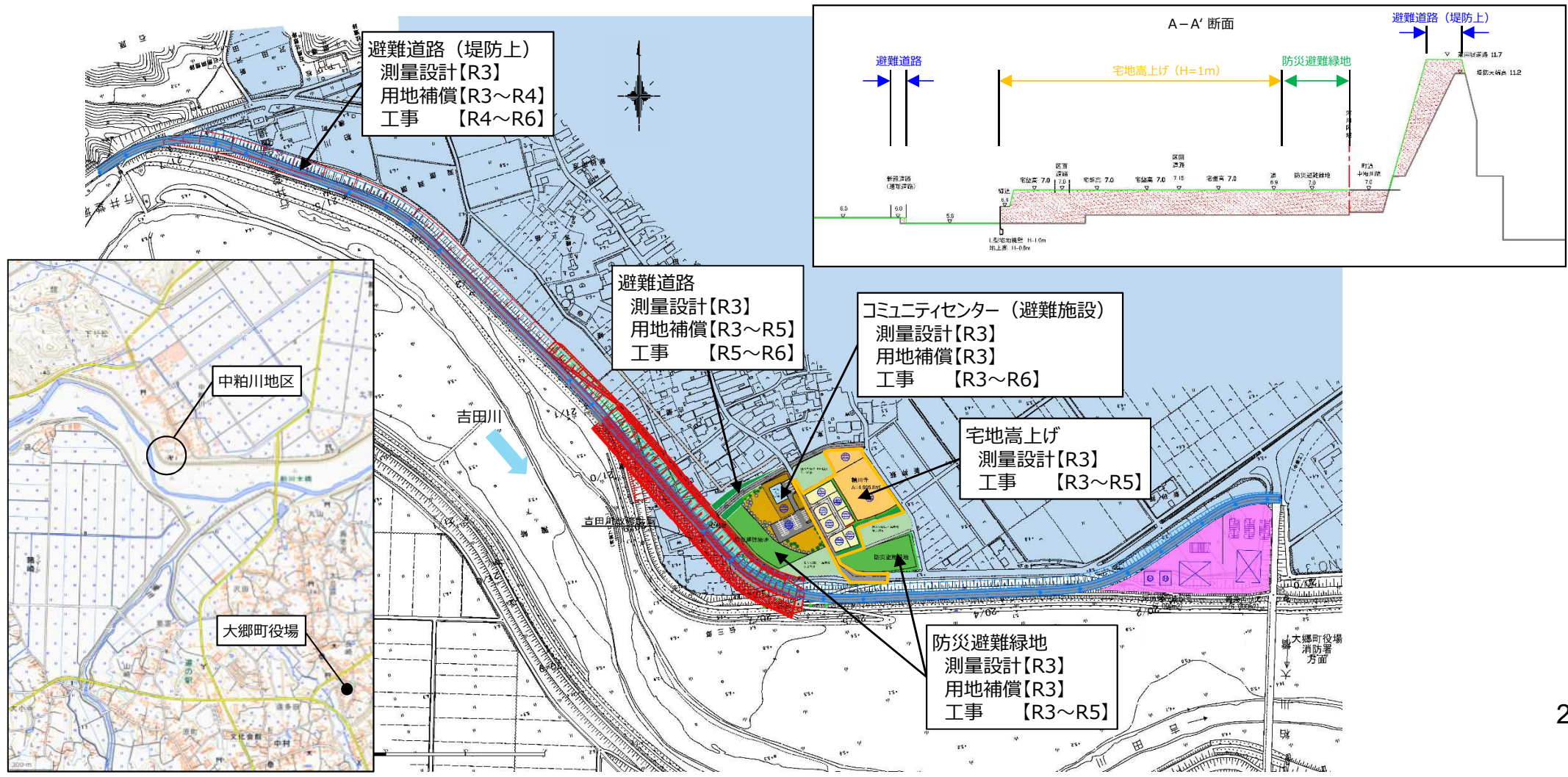
【緊急復旧工法】

出典:北上川下流河川事務所資料



【吉田川左岸20.9k 破堤箇所】

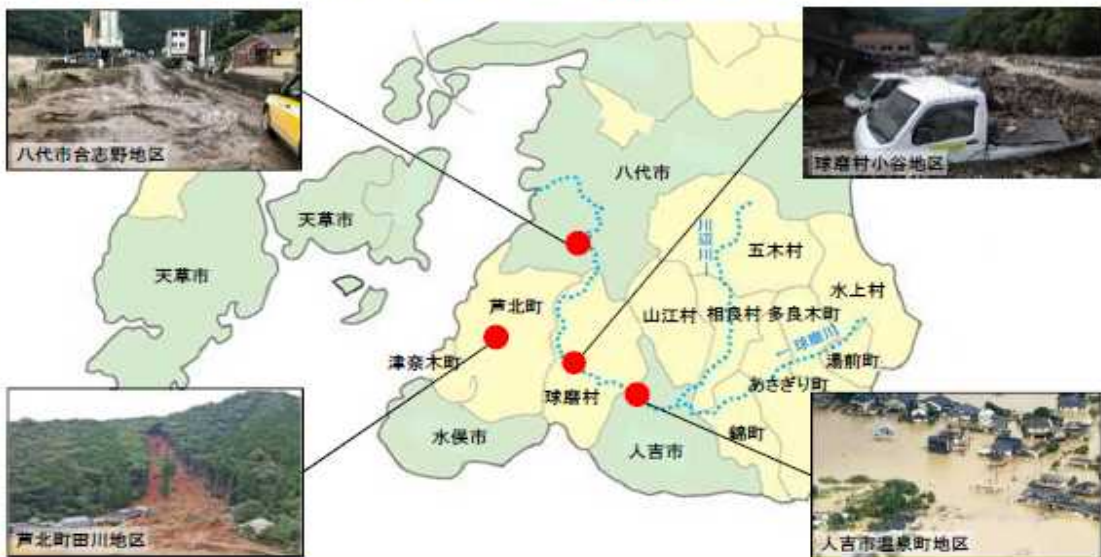
- 令和元年度台風19号において浸水被害を受けた中粕川地区において、河川管理者による決壊箇所の堤防改修が実施されるが、より安全度の高い地域とするため、防災拠点の整備や宅地の嵩上げを実施する。
- 都市防災総合推進事業については、令和3年度よりコミュニティセンター（避難施設）、避難道路、防災避難緑地に関する測量設計を実施し、準備が整った箇所から用地補償を行う。（令和6年度完了見込）
- 宅地嵩上げ安全確保事業については、令和3年度より宅地嵩上げに関する測量設計を実施し、工事に着手する。（令和5年度完了見込）



- 令和2年7月豪雨により、九州地方を中心に河川氾濫や土砂崩落等が発生し、宅地内やまちなかに土砂や廃棄物が大量に堆積
- 生活圏内からの土砂等の撤去は生活再建の第一歩であり、これを迅速に進めるため国土交通省と環境省が連携した一括撤去スキームの活用など技術的助言等を実施し被災自治体を支援

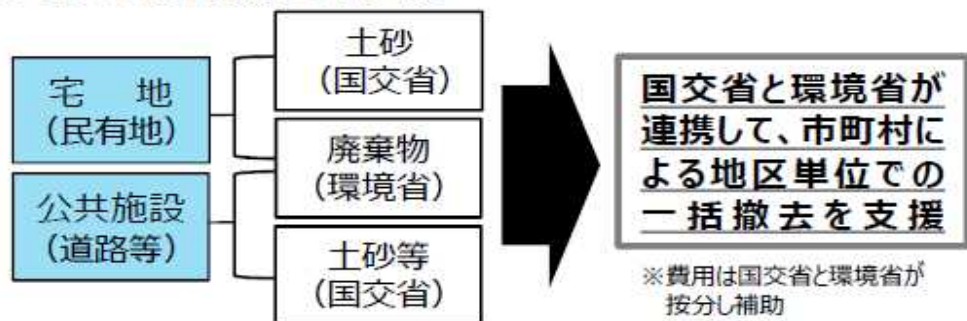
主な被害状況(熊本県)

○被害が甚大であった熊本県では、多くの市町村で、大量の土砂等が堆積



被災自治体への支援

○土砂、廃棄物撤去の連携



○被災自治体への本省職員派遣による技術的支援

土砂の堆積状況の把握及び被災自治体に対し事業活用に向けた技術的助言等を実施



事業活用事例

○9市町村で堆積土砂排除事業を活用（R2.12.1現在）

県名	市町村名
岐阜県	下呂市
福岡県	大牟田市
佐賀県	嬉野市
熊本県	八代市、人吉市、天草市、芦北町、津奈木町、球磨村

※下線の6市町村は、環境省と連携を実施

○事業実施状況（熊本県八代市坂本町地区）



堆積土砂排除事業の近年の実績

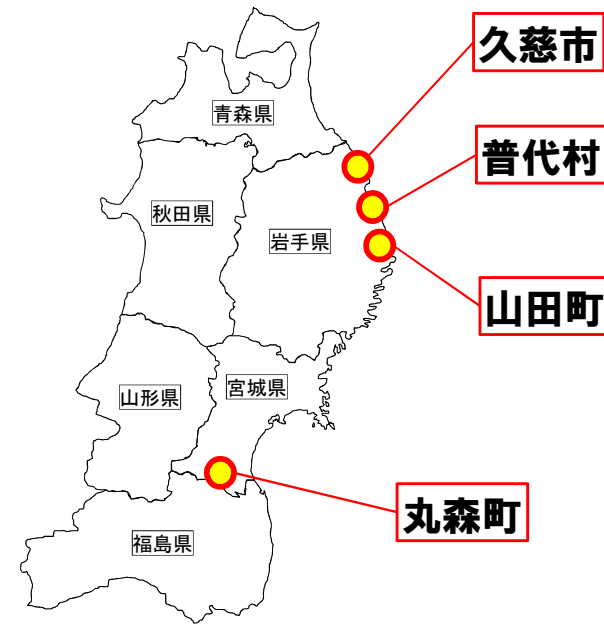
発生年	被災原因	被災地	箇所数	査定決定額
H24	九州北部豪雨	熊本県阿蘇市 等	10	3億3千万円
H25	豪雨 等	岩手県盛岡市 等	4	3億2千万円
H26	豪雨	兵庫県丹羽市 等	3	1億2千万円
H28	台風10号	岩手県岩泉町 等	4	1億1千万円
H29	九州北部豪雨 等	福岡県朝倉市 等	2	28億5千万円
H30	H30年7月豪雨、 北海道胆振東部地震	広島県広島市 等	18	98億7千万円
R1	令和元年東日本台風 (台風19号) 等	栃木県佐野市 等	16	68億2千万円
R2	令和2年7月豪雨	熊本県人吉市 等	10	74億1千万円 ²⁷

- 台風第19号に伴う出水等により東北管内の各地で多量の土砂が堆積。
- 都市局所管の「堆積土砂排除事業」の活用に向け令和2年1月20～22日に災害査定を実施
- 令和2年度内の撤去完了

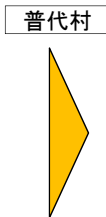
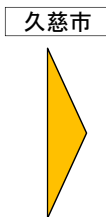
丸森町における災害査定実施状況(令和2年1月20日)



【東北管内における堆積土砂排除事業活用状況】



土砂堆積・撤去状況



[令和2年1月末時点]

都道府県名	市町村名	撤去土砂量 (m ³)
岩手県	久慈市	1,810
	普代村	380
	山田町	1,200
宮城県	丸森町	108,690
合計		112,080

防災集団移転促進事業の概要

※赤字下線部は法改正事項

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

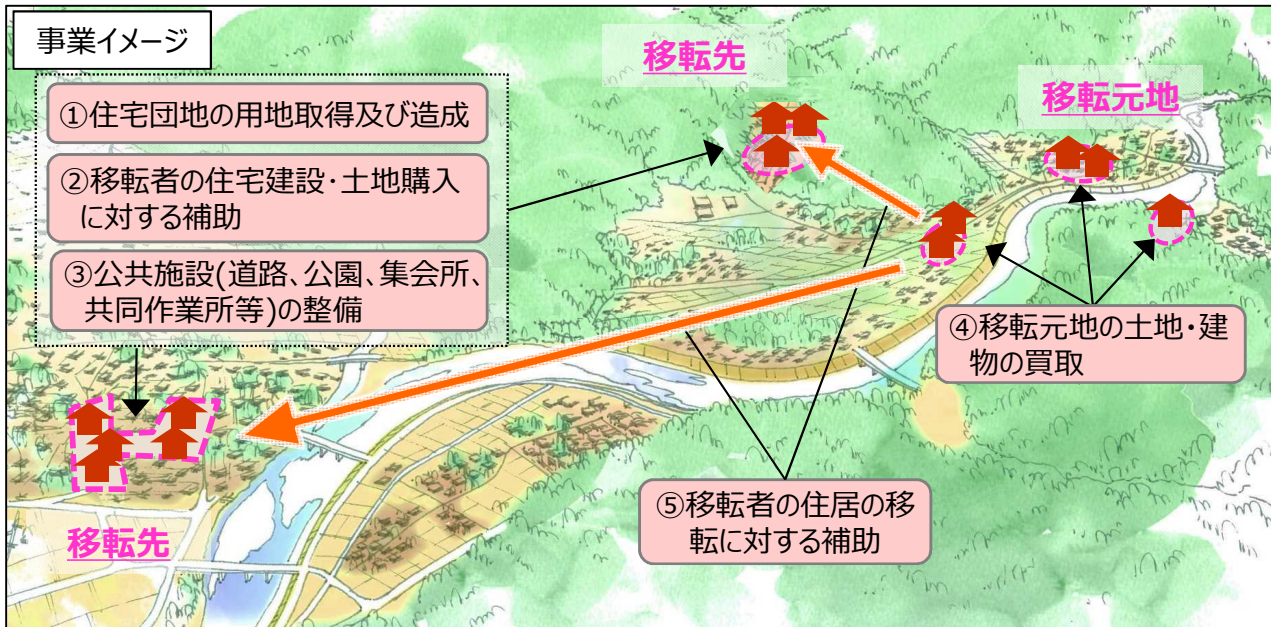
※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

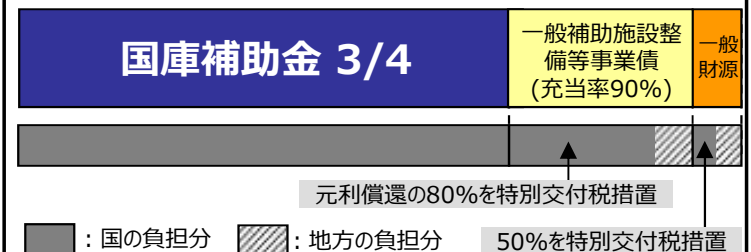
5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 改正概要

【エリア要件の拡充】

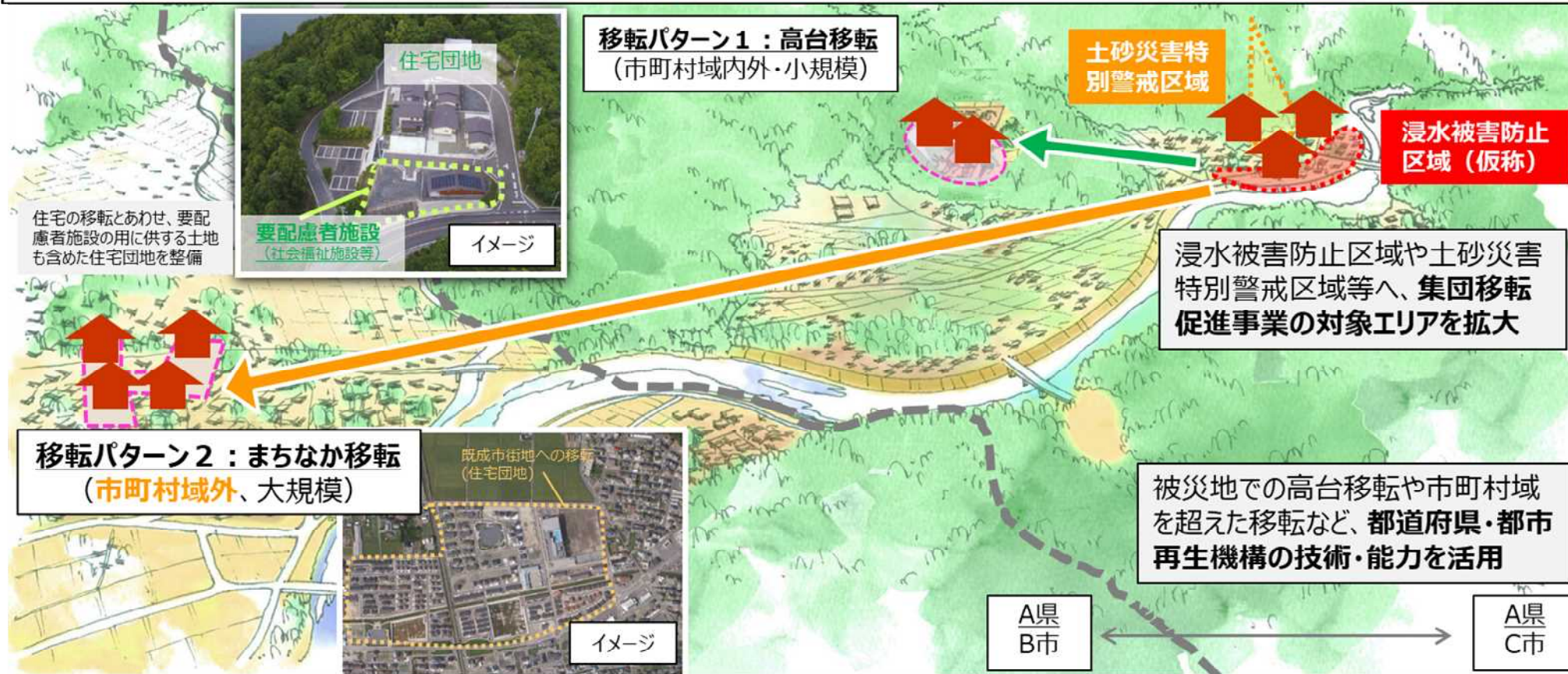
- 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域（仮称）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加**する。

【事業の担い手の拡充】

- 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、**都道府県の計画策定権限を追加**する。
- また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、**都市再生機構の特例業務として、地方公共団体からの委託に基づき、集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことができる**こととする。

【住宅団地の整備対象の拡充】

- 集団移転促進事業による住宅団地の整備において、**関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加**する。



災害ハザードエリアからの移転促進のための税制特例の創設

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

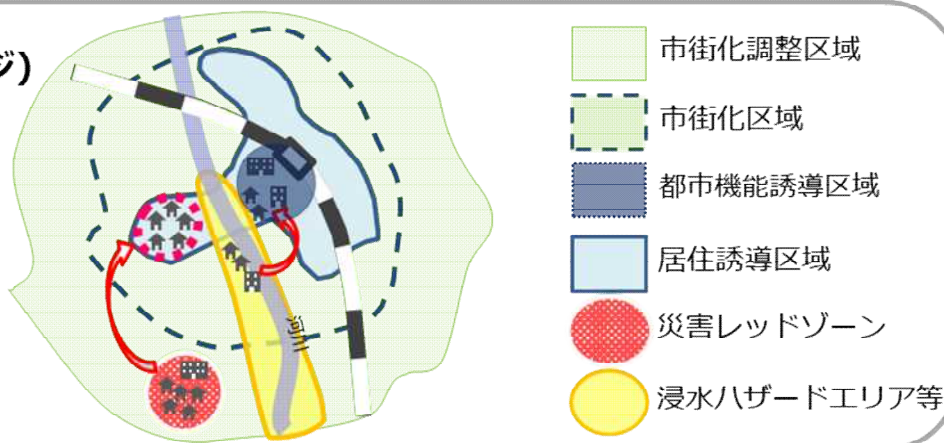
- ・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、**移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まない**ことから、今般の法改正で**防災移転支援計画制度や防災指針制度**を新たに創設したところ。
- ・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき**一層の支援の充実**を図ることが必要。

要望の結果

災害ハザードエリア（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等）から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した計画に基づく施設又は住宅の移転について、税制上の特例措置を講じる。

災害レッドゾーン等からの移転(イメージ)

災害レッドゾーン又は浸水ハザードエリア等から、立地適正化計画の都市機能誘導区域内（施設）、居住誘導区域内（住宅）のより安全な区域へ移転。



特例措置の内容

- 【登録免許税】本則の1/2軽減
* 所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
- 【不動産取得税】課税標準から1/5控除

結果

上記について特例措置（令和3年4月1日～令和5年3月31日）を創設する。

都市再生区画整理事業（予算制度の拡充）

○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充①

拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

- ① 防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
- ② 高規格堤防の整備と連携して実施する事業

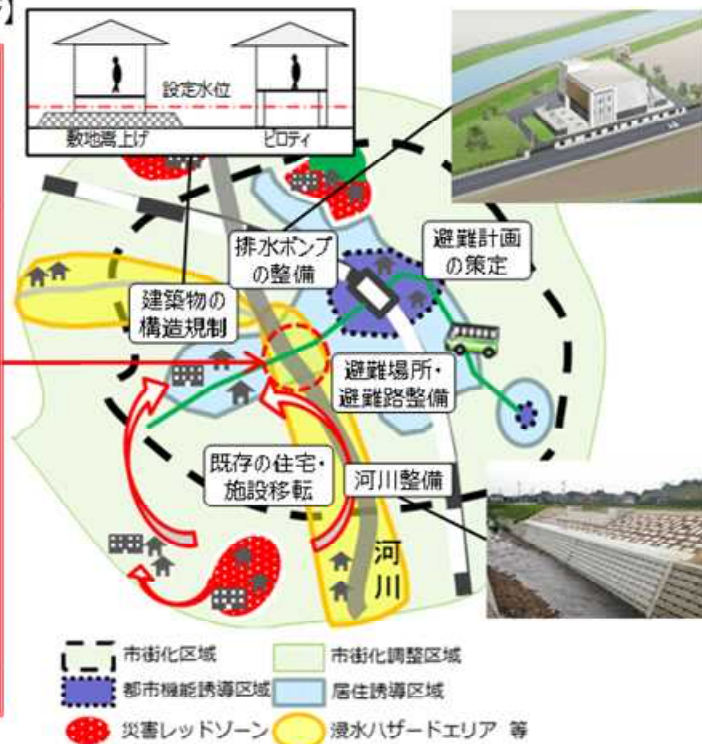
国費率の高上げ

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区の対象に追加**し、国費率を1/2に高上げ（一般地区：1/3）

支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）

①又は②の要件を満たす事業予定地区について、事業化促進のための事業前の公共施設充当地の取得等への支援（**緊急防災空地整備事業**）の**対象に追加**（減価補償地区以外での実施も可能）

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】



拡充②（R3都市計画法改正関連）

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留浸透施設や避難施設等**（※）について、**浸水対策施設の対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については1/3）

（※）令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

【拡充後の支援対象】

現行	拡充後
浸水対策施設の対象 ・調整池	・調整池 ・雨水貯留施設、避難施設等（※） （※）地区施設に位置付けられたものに限る
補助限度額の対象 ・整備費×2/3	・調整池の整備費×1/3 ・地区施設の整備費全額

支援対象のイメージ

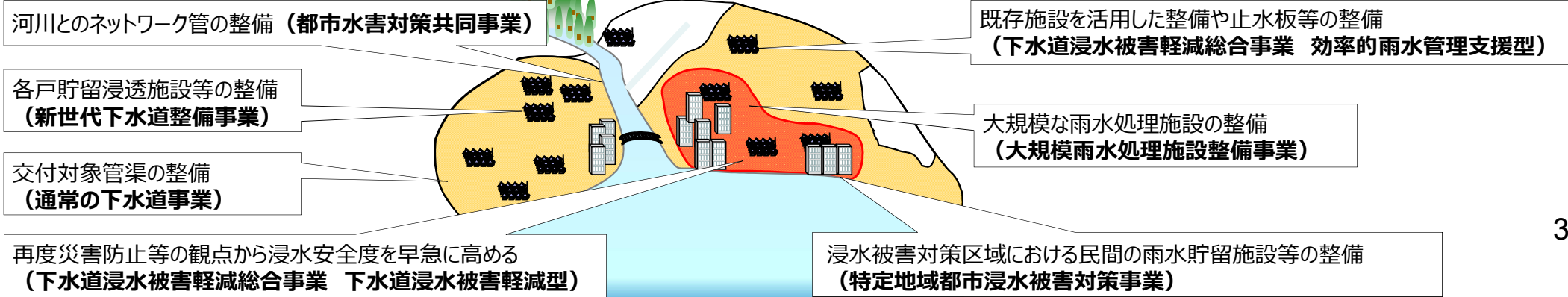
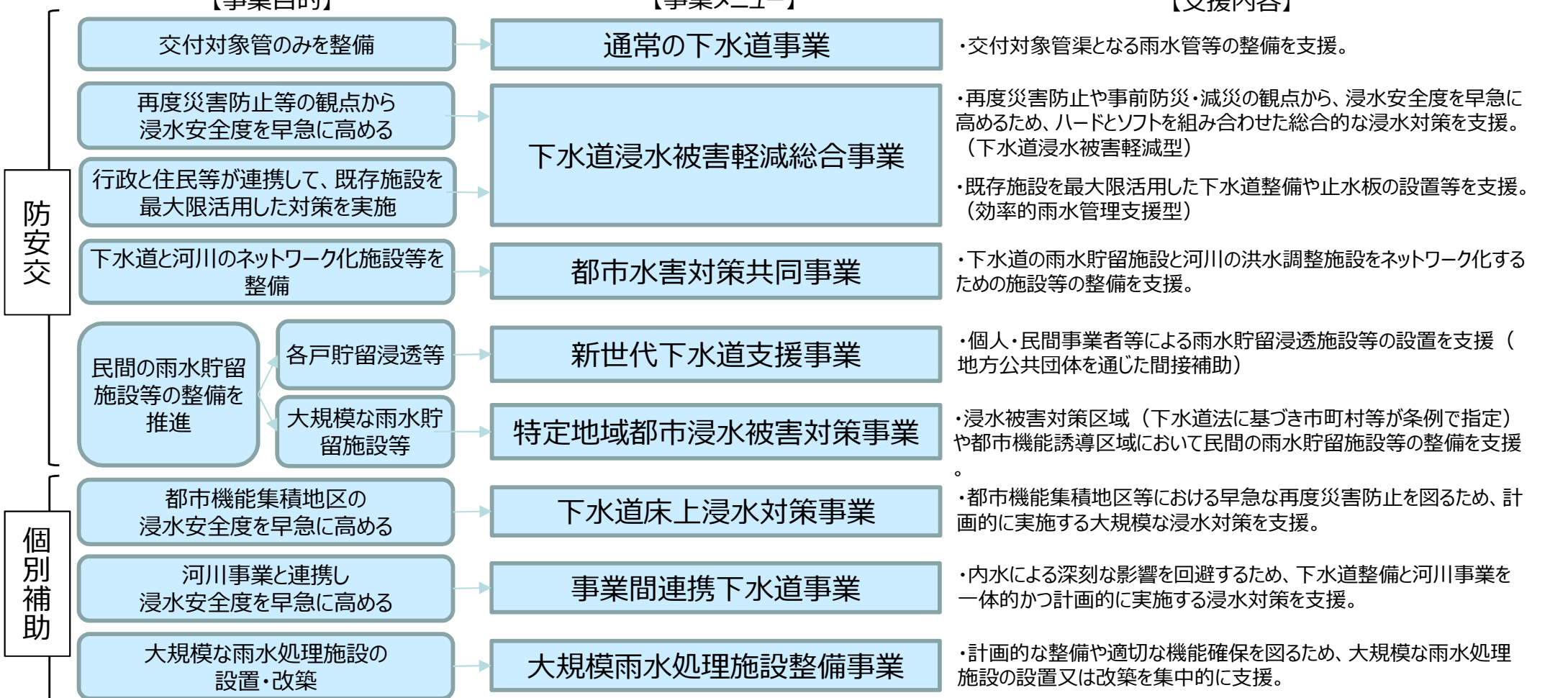


下水道による浸水対策に関する事業制度

【事業目的】

【事業メニュー】

【支援内容】



- 下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- 一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。
- これらの補助事業の活用を促進し、整備を加速化。

令和元年度より創設

下水道床上浸水対策事業

<大規模な再度災害防止対策>

○浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上等の要件

事業間連携下水道事業

<河川事業と連携した内水対策>

○内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上等の要件

令和2年度より創設

大規模雨水処理施設整備事業

<大規模な雨水処理施設の設置・改築>

○計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上を要件

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

※令和元年度創設

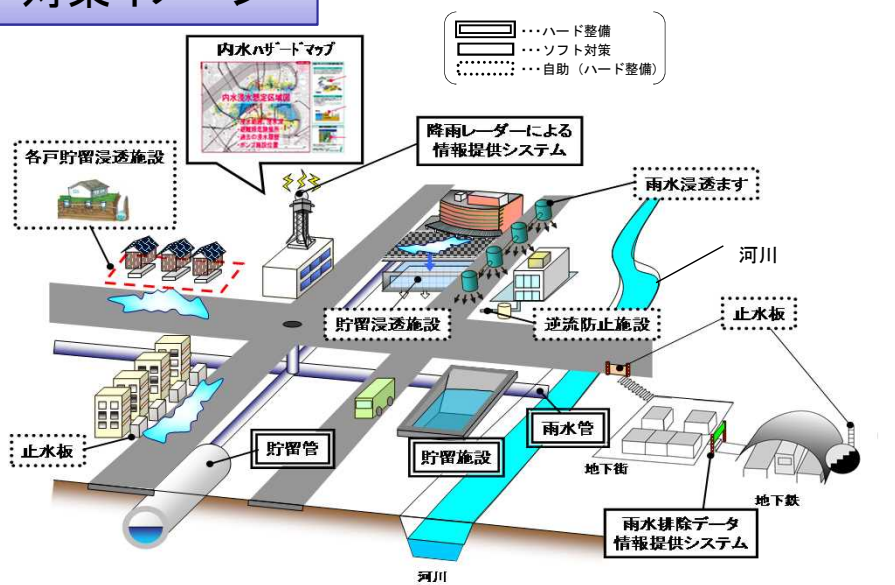
背景・課題

- 平成30年7月豪雨では、全国の浸水戸数約2.9万戸のうち、内水被害が約1.9万戸を占め、多数の内水被害が発生するなど、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生
- 特に、都市機能が集積しており、近年、浸水実績のある浸水リスクが高い重要な地区においては、計画的に実効性のある再度災害防止対策を講じることが必要

概要

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施
- 【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



採択要件

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- ハード・ソフト対策からなる総合的な計画を立案
- 概ね5年で床上浸水対策を計画的に実施

背景・課題

※令和元年度創設

- 近年、全国の都市において浸水被害が頻発しており、被害を受けた地区には、市役所、避難所、消防署、緊急輸送道路、地下街等の重要施設が存在し、浸水によって、それらの施設が機能不全を起こし、人命を脅かす事態や地域経済への甚大な影響が発生
- 内水被害対策の推進にあたっては、下水道と河川が一体的に進める必要があるが、各事業の優先度合が異なる場合、効果が十分に発揮できていない
- 激甚化する内水被害に対して、効果をより発現させる観点から、総合的な計画に基づき、一定期間内(概ね5年)に集中的に対策を講じることが効果的

概要

- 内水での深刻な影響を回避するため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施
【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ

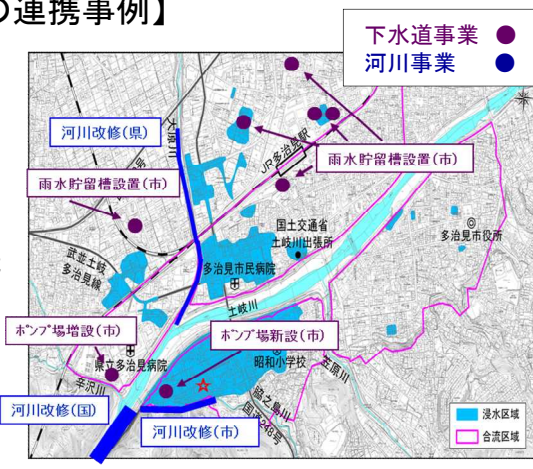
【庄内川水系土岐川での連携事例】

(概要)

・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施

・総事業費：約57億円

・事業期間：H25年～29年



採択要件

- 浸水の恐れがある地域に、以下のいずれかを含む地域
 - ・ 浸水想定区域内に、市役所、要配慮者利用施設等の重要施設
 - ・ 近10年に家屋の浸水実績
- 総合的な計画を立案
- 概ね5年で実施

背景・課題

※令和2年度創設

- 令和元年台風19号や、平成30年7月豪雨など、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生。
- 特に、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

概要

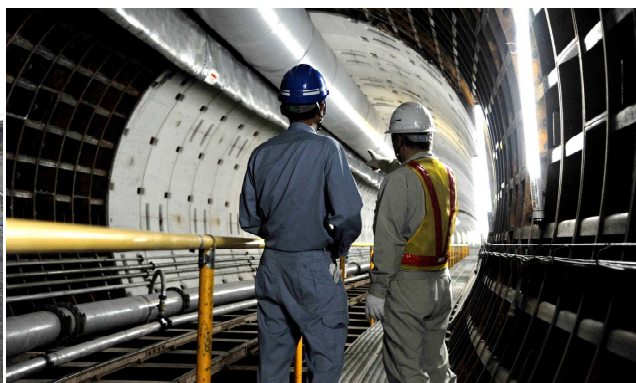
○雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に実施する。

【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

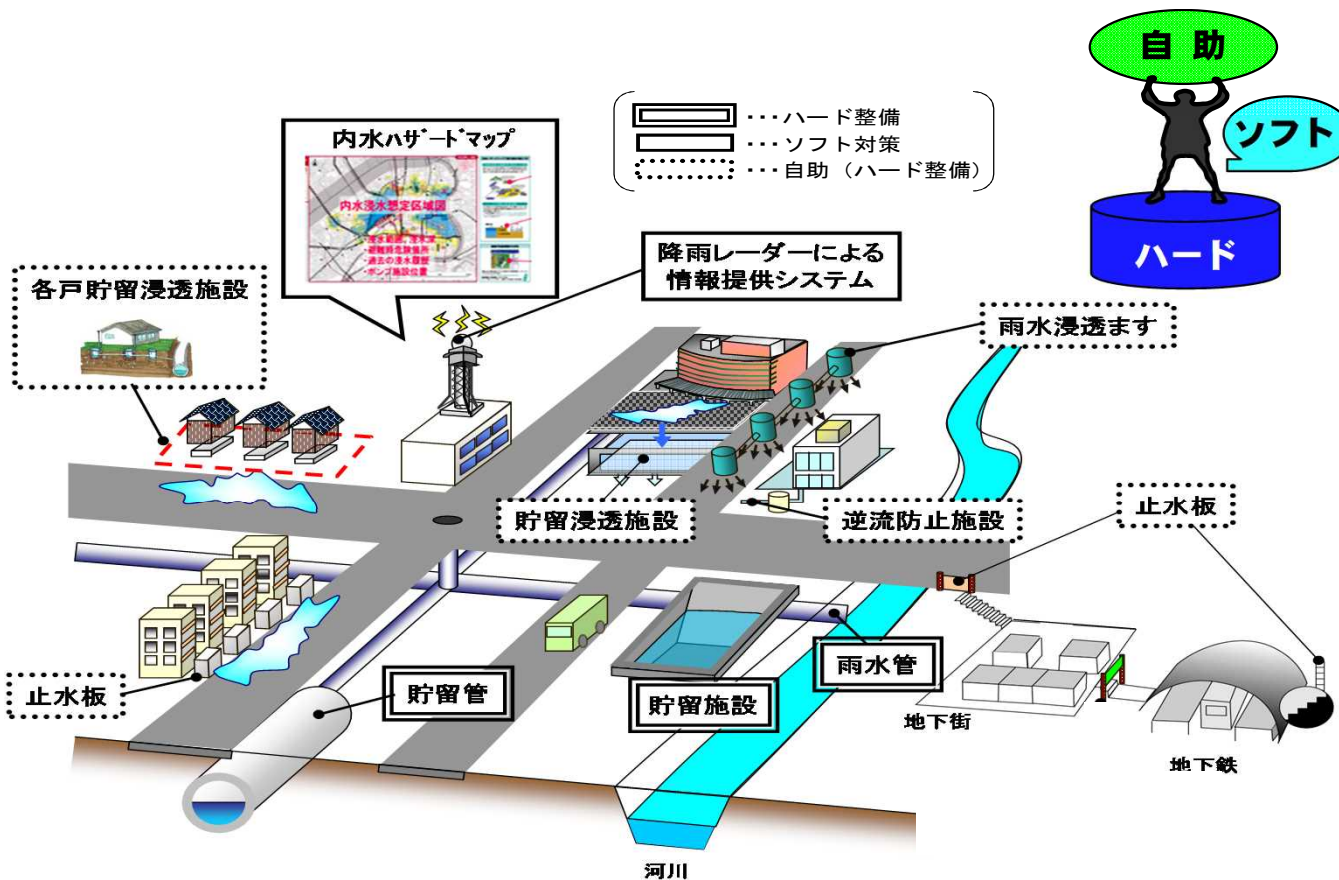
採択要件

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築を実施する事業であり、以下のすべてに該当するもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

下水道浸水被害軽減総合事業【下水道浸水被害軽減型】

- 雨水貯留・浸水施設の整備（ハード対策）、住民に対しリアルタイムに情報提供するための装置、止水板等の設置（ソフト対策）等が交付対象事業であり、これらを効果的に組み合わせて**総合的な浸水対策を図り、浸水に対する安全度を早急に高める**ことを目的。
- 駅周辺地区など**都市機能が集積した地区**で一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、浸水シミュレーションの結果により一定規模以上の浸水被害が想定される地区、100mm/h安心プランに登録された地区等が交付対象の要件。

下水道浸水被害軽減型を活用した、下水道による総合的な浸水対策のイメージ



効果的なハード対策

重点的かつ効率的な施設の整備と効果的な運用

- 貯留・浸透施設の積極的導入 等

ソフト対策の強化

自助を支える情報収集・提供等の促進

- 内水ハザードマップの公表
- リアルタイム情報提供の促進 等

自助の促進

自助の促進による被害の最小化

- 浸水時の土のう、止水板設置
- 自主避難 等

100mm/h安心プランに登録された事業の効果【福島県郡山市】



平成26年9月9日:「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」を登録

行政

- 国** 阿武隈川(河道掘削、伐木)、南川(排水機場ポンプ増設) (257mm/2日)
- 県** 逢瀬川(河道掘削、築堤・護岸)、谷田川(河道掘削、伐木) (58.1mm/h)
- 市**
 - 南川(河道掘削)
 - 下水道
 - 下水道管整備 (50mm/h)
 - 雨水ポンプ場整備 (50mm/h)
 - 雨水貯留施設整備 (58mm/h)
 - 総務部等(タイムライン、ハザードマップ等)

()はハード整備の計画降雨

・麓山調整池
・赤木貯留管
・図景貯留管
・小原貯留管
・石塚貯留管

住民 ソフト施策(止水板等)、ハザードマップ、雨水活用補助金の活用による雨水貯留

企業 ソフト施策(止水板等)、ハザードマップ、雨水活用補助金の活用による雨水貯留

令和元年5月15日(水)に麓山地区(水防郡山)で10分間雨量20mm(16時40分)、1時間雨量33mm(17時30分)を観測しました。



令和元年6月23日(日)に麓山地区(水防郡山)で10分間雨量18mm(16時10分)、1時間雨量33mm(17時00分)を観測しました。



供用開始前

供用開始後

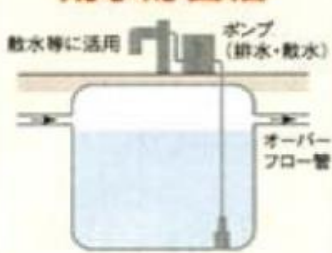
新世代下水道支援事業【各戸貯留等による浸水対策】

○個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が地方公共団体に対して支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ

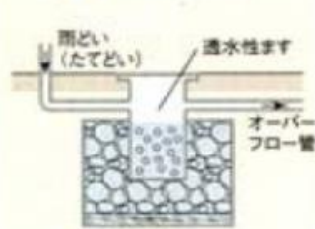


浄化槽転用雨水貯留槽



●用途廃止済みで、清掃済みのもの

雨水浸透ます



●透水性ますの内幅は15cm以上
●ますの外側は砕石や砂で覆う

雨水貯留槽



●100以上のもの

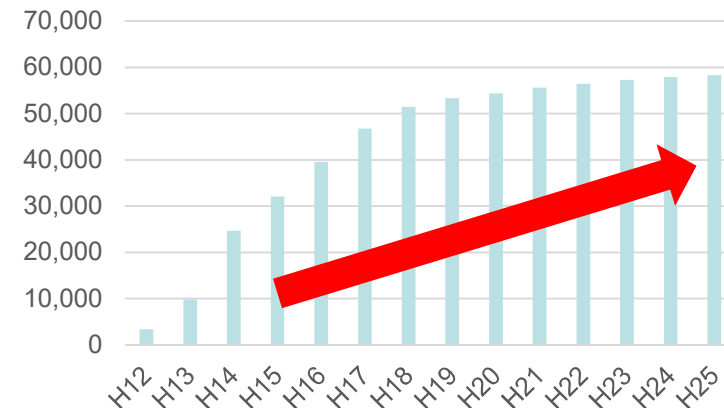
取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。

市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。



新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



内水ハザードマップの作成推進【住民の自助促進のためのソフト対策】

- 社会資本整備重点計画(H24)では、対象となる**484市区町村**において、平成28年度末までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施することを目標。
- 令和元年度末において、**361市区町村（約75%）**で内水ハザードマップを作成・公表し、**295市区町村（約61%）**で防災訓練等を実施。
- 埼玉県では、県がリーダーシップを発揮し、勉強会を通じて内水ハザードマップの作成が進んでいる。（平成27年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」レジリエント部門受賞）

勉強会の開催実績 （埼玉県の例）

第1回：H24年9月

- 内水ハザードマップ作成手法の説明および質疑応答 水コン協
- 事例紹介
- 浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に関する意見交換

第2回：H24年11月

- 県下自治体による事例発表
 - ・さいたま市（さいたま市防災マップ）
 - ・戸田市（浸水シミュレーションによる浸水想定）
 - ・川口市（洪水HMを活用した内水HMの策定）
 - ・飯能市（浸水想定区域図の作成）

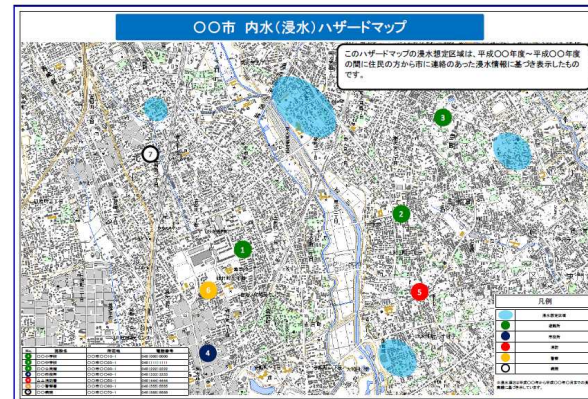
第3回：H25年5月

- 県下自治体による事例発表
 - ・上尾市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・秩父市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・栃木県（内水ハザードマップ作成促進の取り組み）
- ・浸水実績に基づいた簡易な内水ハザードマップ作成の提案

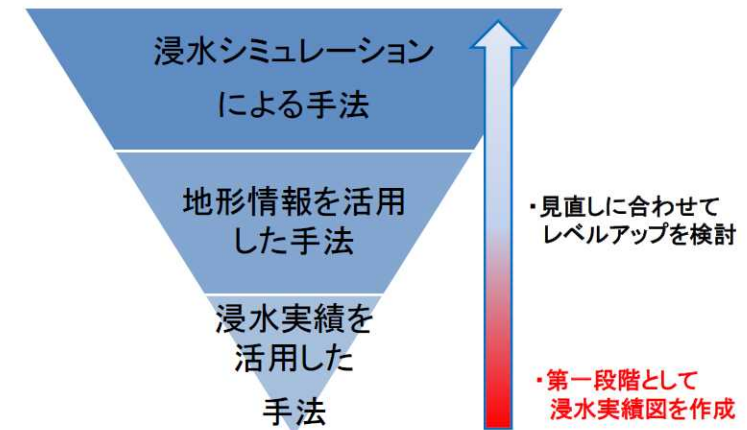
■市町村向けの勉強会を開催し、具体的な作成手順・作成例を示した。

手順	作業項目	内容	洪水HMが活用できる項目
①	凡例の作成	・作成例を参考に凡例を作成する	
②	浸水想定区域図の作成	・使用する図面は1/10000～1/25000程度 ・浸水想定区域は、下図が見えるように表示する	○
③	避難所、役所、消防、警察、病院の所在確認	・洪水ハザードマップや地域防災計画等から左記施設の住所、電話番号を確認する	○
④	避難所、役所、消防、警察、病院の一覧表を作成	・作成例を参考に一覧表を作成する ・対象施設にナンバリングを行う（通し番号） ・表示にあたっては、シールの活用も可	○
⑤	コメントの作成	・住民の誤解を招かないために、どのようなデータにより浸水想定区域を表示したかを明示する	
⑥	仕上げ	・凡例や施設一覧、コメントを浸水想定区域図に貼り付ける ・タイトルも忘れずに付ける	
⑦	内水（浸水）ハザードマップの完成	・作成したものに少し手を加えれば、公表や配布は可能です ・作成したハザードマップを基に関係部局等と協議を進めて、公表に向けた調整を進めて下さい	
⑧	公表	・印刷物の配布 ・ホームページへの掲載等	

作成例



段階的な作成手法



平時における、浸水リスクの周知

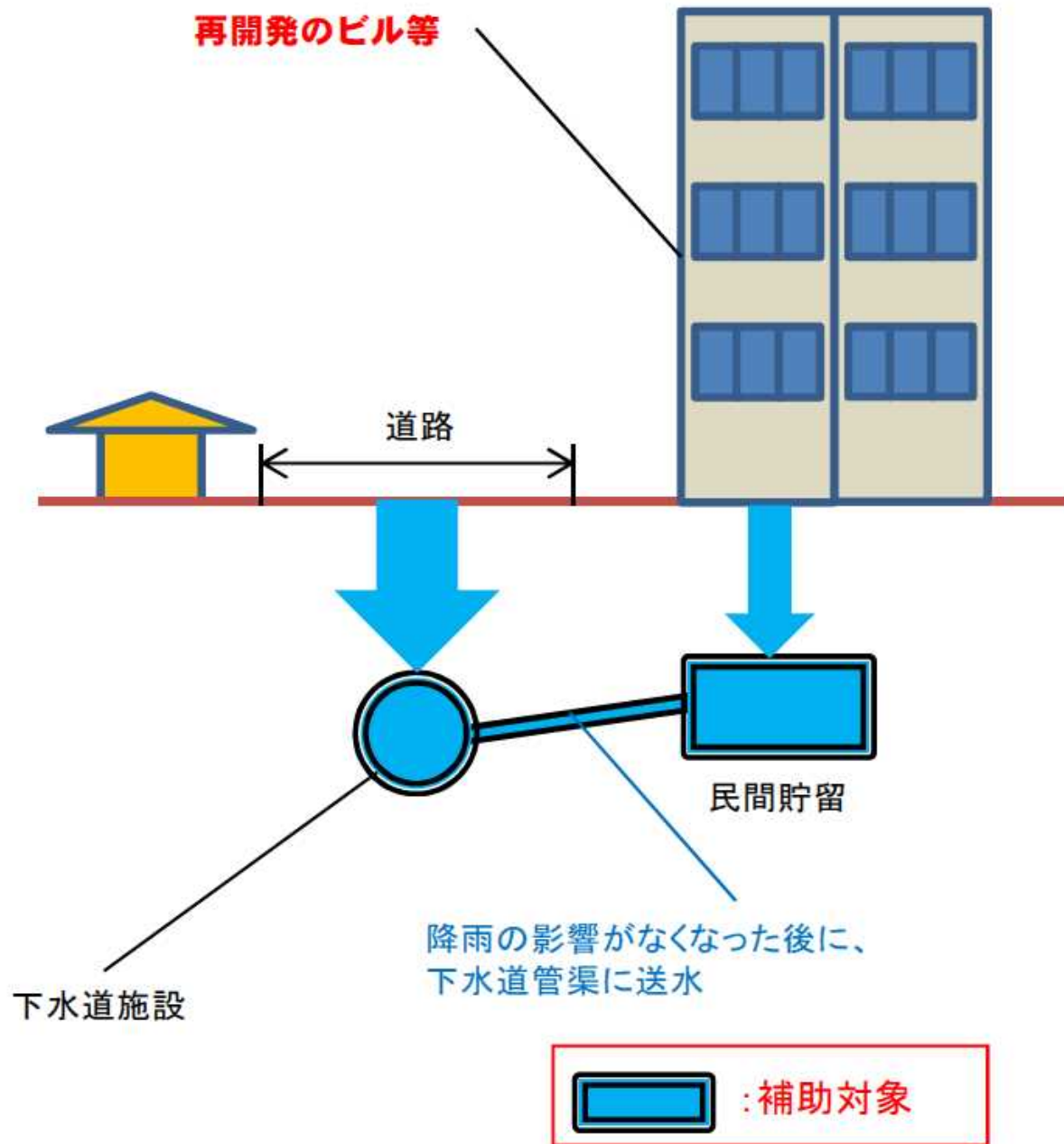
官民連携浸水対策下水道事業の創設【令和3年度新規事項】

背景

- 近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
 - 都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域（※）においては、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備促進を図る必要がある。
- （※）下水道法第25条の2に基づき、地方公共団体が指定する区域

概要

- 浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度を創設する（補助率1/2）。



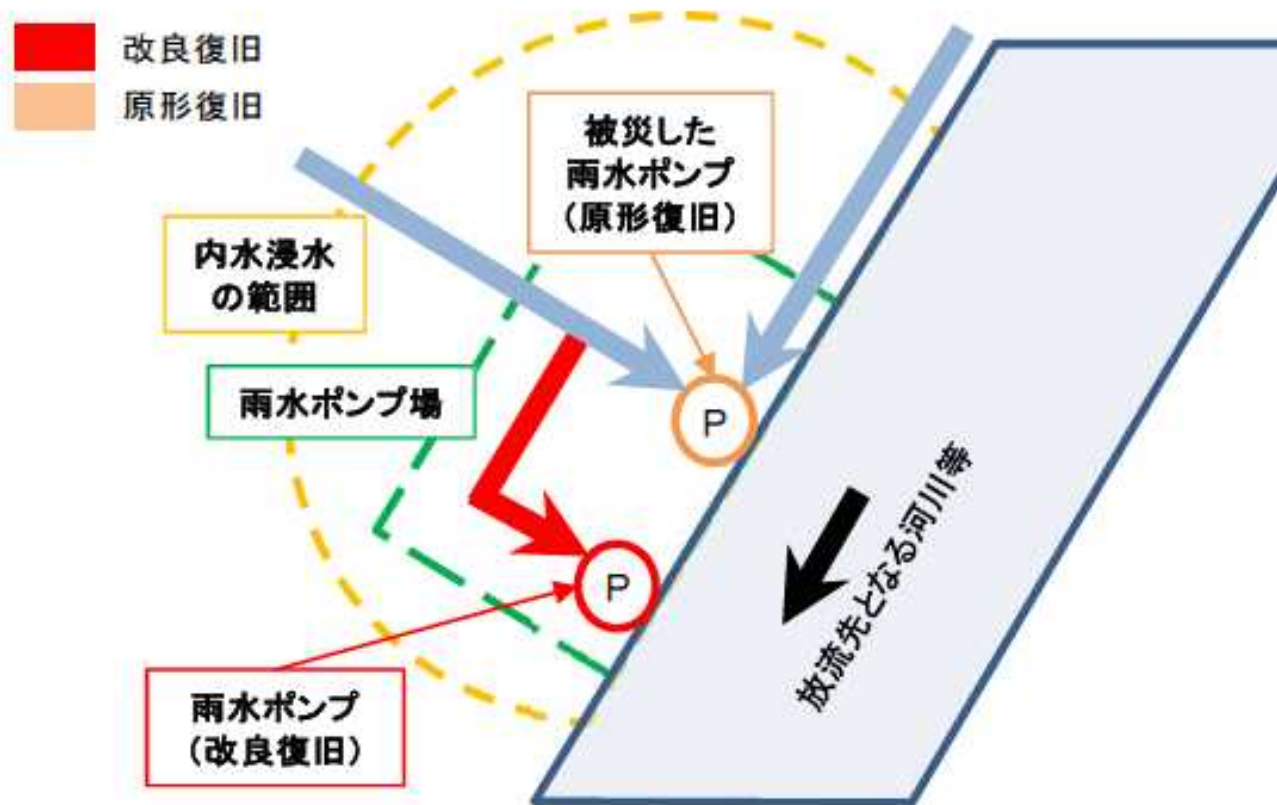
改良復旧事業の創設【令和3年度新規事項】

背景

○下水道施設が被災した場合の災害復旧事業は、現状では原形復旧の範囲内に限られているが、災害の激甚・頻発化により、下水道施設の被災による社会的影響が顕著となり、再度災害防止を図る必要性が高まっている。

概要

○内水浸水により雨水ポンプ場の機能停止が生じた場合等、原形復旧に合わせて、再度災害防止のための機能増強等を行う改良復旧事業（災害関連事業）を創設する。



改良復旧事業による雨水排水施設的能力増強のイメージ

都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

- 近年、気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることを踏まえ、これまでの防災・減災対策に加えて、自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を推進することが求められている。
- このため、「防災指針」や流域治水等の防災・減災関連の計画との連携のもと、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（R2創設）の展開を一層強化し、官民連携・分野横断による防災・減災施策を推進する。

■ 拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

<拡充内容>

- 官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を推進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援
- 新規整備に加え、保全されている既存緑地の機能も一体的に活用できるよう、保全利用施設整備を支援対象に追加

■ 2つの「型」の相違点

支援要件	通常型	防災・減災推進型 (下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	緑の基本計画等に基づく取組みであること（計画内容は限定なし）	<u>防災・減災関連の計画と連携した取組みであること（計画内容を限定）</u>
自然が持つ多面的機能発揮に関する指標数	3つ以上設定（指標内容は限定なし）	3つ以上設定 <u>ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること</u>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・民間建築物の緑化 ・市民農園の整備 ・緑化施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・公共公益施設の緑化 ・民間建築物の緑化 ・市民農園の整備 ・緑化施設の整備 ・<u>既存緑地の保全利用施設の整備</u> ・グリーンインフラに関する計画策定 ・整備効果の検証

■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ



気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、河川事業と併せて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進

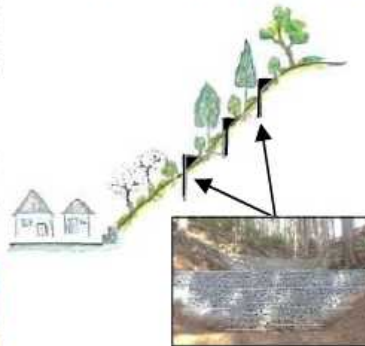
雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進

○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

事例：仙台市(名取川流域治水プロジェクト)

雨庭の整備

大雨時の市街地の浸水被害軽減のため、雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地中や河川に流す公園緑地空間の整備「**雨庭（あめにわ）**」に取り組んでいく。

社会資本整備総合交付金「仙台市みどりの拠点となる都市公園整備の計画」による公園貯留整備事業の一環

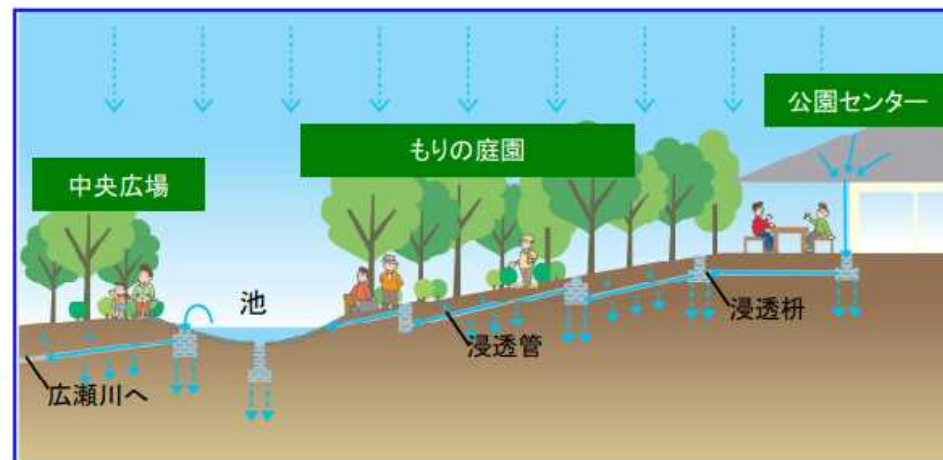
青葉山公園追廻地区

「もりの庭園」整備における、『雨庭』の整備。

仙台市では、自然環境が持つ機能を社会課題の解決に生かす「グリーンインフラ」の一環で、この『雨庭』の取り組みを市内の官民施設にさらに広げていく方針。

その第1号として、青葉山公園の一角に整備を進めている「公園センター」の隣接区域を活用し、近年求められている雨水流出抑制機能をもたせた、「もりの庭園」を整備する。

『雨庭』の整備イメージ



公園敷地内に、浸透枘と浸透管を埋設し、庭園内には底部に浸透性を持たせた池、透水性舗装を用いた遊歩道を整備。

雨水を、浸透機能を持たせた各施設から地中に逃がし、さらに池で一時的な貯留を行うことで、ゆっくりと時間をかけて広瀬川に排出するしくみ。

期待される雨庭の機能

- ・水害の軽減
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・生物の生息空間の創出
- ・水質の浄化 など



※『雨庭』とは、地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく、一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った緑地。

雨水流出抑制、修景・緑化の推進、ヒートアイランド現象の緩和などが期待される。【引用】京都市ホームページより抜粋。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】

補助対象

(1) 除却等費

○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）

(2) 建設助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額：【通常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）

【特殊地域】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）※
特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

(3) 事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

(1) 対象地区要件

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

(2) 対象住宅要件

- 既存不適格住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

交付団体

都道府県、市町村

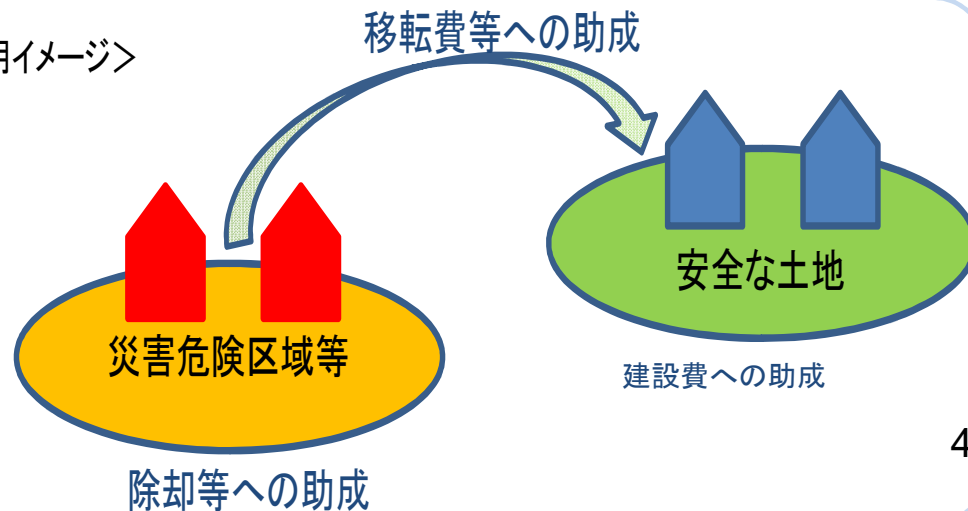
事業実施主体

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土壌地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体（条例）

<適用イメージ>



住宅・建築物安全ストック形成事業（土砂災害関係）

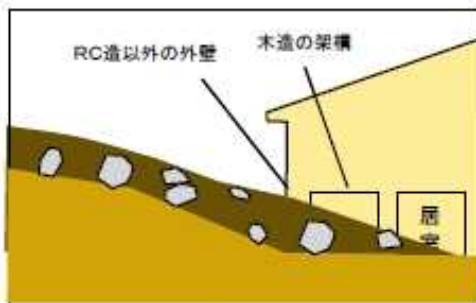
■目的

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

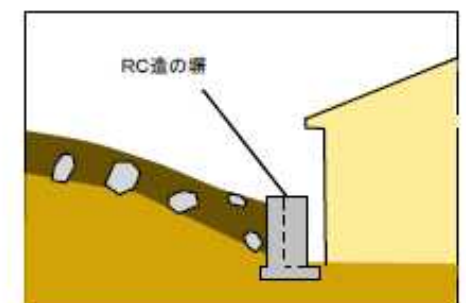
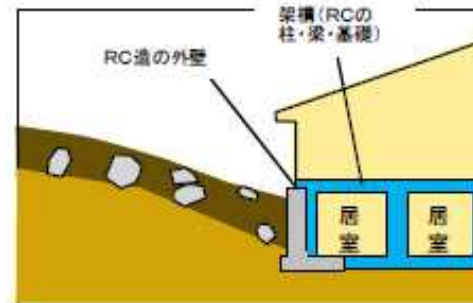
○土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

○補助対象：以下の要件を満たす建築物。

- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
- ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物

○補助率：23%（うち国費11.5%）

○補助対象限度額：336万円/棟

小規模住宅地区改良事業

1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

2. 根拠

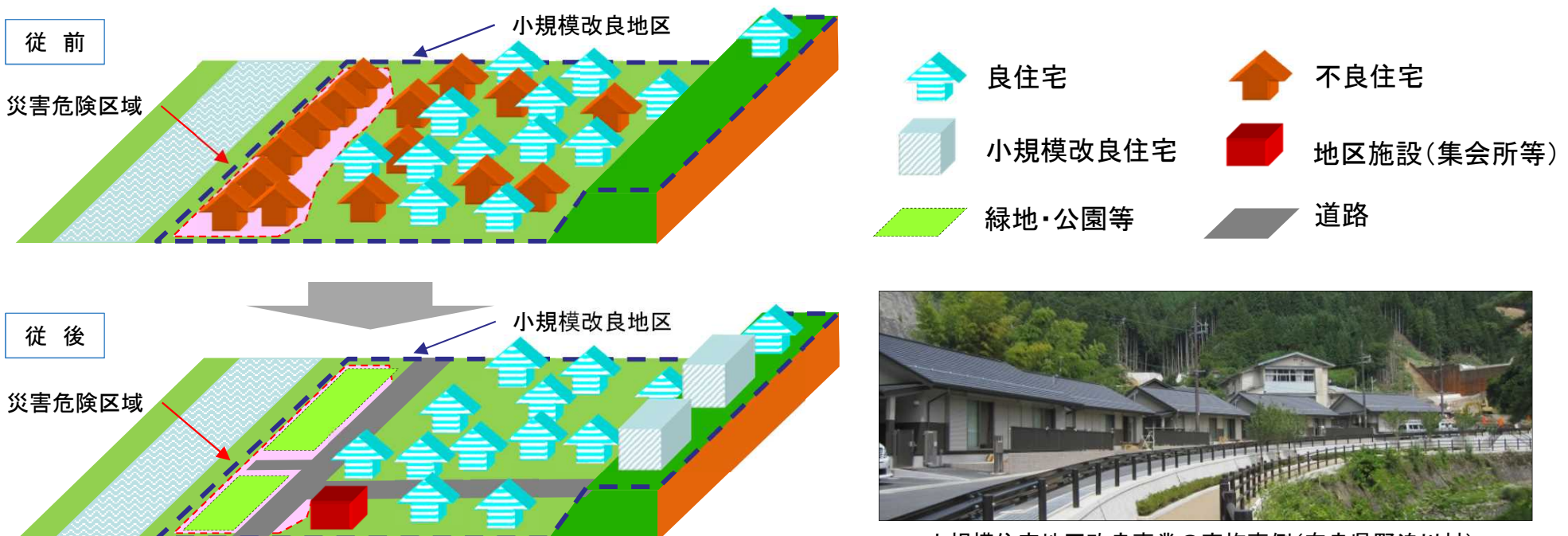
小規模住宅地区等改良事業
制度要綱（住宅局長通達）

3. 対象地区

- ・不良住宅戸数 15戸以上
 - ・不良住宅率 50%以上
- 等

4. 補助対象

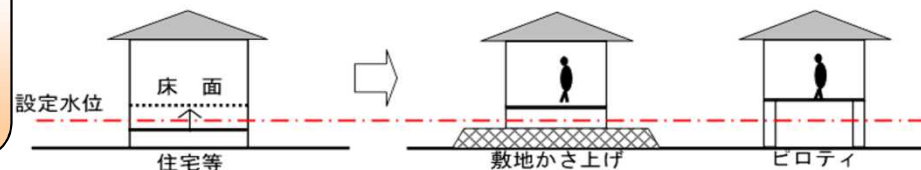
- | | |
|--------------|--------------------|
| | （補助率） |
| ・不良住宅の買収・除却 | (1/2) [※] |
| ・小規模改良住宅整備 | (2/3) |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (1/2) |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2) |
| ・津波避難施設等整備 | (1/2) |
| ※ 跡地非公共は1/3 | 等 |



小規模住宅地区改良事業の実施事例（奈良県野迫川村）

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

＜災害危険区域内における建築制限のイメージ＞



住宅

計画策定

地方公共団体実施：国 1 / 2

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施 1 / 2

通常支援

改修、建替え

■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

■ 交付率

国と地方で 2 3 %

■ 補助限度額

2 8 0 万円 / 棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

事業期間

令和 3 年度～令和 7 年度

ただし、令和 8 年度以降の区域指定であっても、令和 7 年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

パッケージ支援(重点支援)

改修、建替え

■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅(注1)

■ 交付額

国と地方で 1 0 0 万円 / 棟

■ 補助限度額

改修工事費の 8 割

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

■ 対象となる災害危険区域の要件

○令和 3 年度以降の新規指定区域

○立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域

※土地利用等に関する対策を記載するもの

建築物

計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施：国 1 / 3

改修、建替え

■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等(集合住宅の共同利用施設を含む)(注1)

■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 2 3 %

■ 補助限度額

2 8 0 万円 / 棟

ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

(注1)災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

(注2)本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする予定

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

建築物耐震対策緊急促進事業

目的

大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保

対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

補助対象等

耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援



制振ダンパー

補助率

民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 等
地方公共団体の場合 国1/3 等

事業期間

令和3年度～令和5年度

災害時拠点強靱化緊急促進事業

地震時の帰宅困難者等への対応

地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援



防災備蓄倉庫

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

一時避難場所整備緊急促進事業

水害時の避難者への対応

地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げ含む）、止水板等の整備に対する支援



電気設備の設置場所の嵩上げ

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度